

2. 計画の基本方針

2.1. 基本理念

本市の緑は古くから豊かな自然環境とともに地域の人々の手で育まれてきました。時代の変化の中で市民が豊かに、そして安心して暮らすには、質の高い緑が身近にあること、そして一人ひとりが自分らしく暮らせる緑との関わり方を形にしていき、自然と共生した持続可能なまちを多様な主体と連携して目指していく必要があります。

そのためには、これまで育まれてきた緑と、緑に対する人々の思いを引き継ぎながら、そのバトンを次世代へと継承していくことが重要です。本計画では、このような考え方にに基づき、まちでの生活を支える基盤となる緑をまもり、はぐくみ、いかすことで、人々の営みに根差した持続可能な緑との関わりが実現するまちを目指し、次の理念を掲げます。

基本理念

～みんなで未来へつなぐ～
心安らぐ “緑と暮らすまち・生駒”

2.2. 緑の将来像

基本理念に基づき、本計画を通じて実現を目指す将来の本市の姿を、緑の将来像として示します。これからの緑のまちづくりでは、先人たちによって守られてきた緑を今後を引き継いでいく中で、様々な緑の機能を最大限に高めていくことが重要です。そのため、緑の将来像では、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった緑の基本的な機能を担う緑の拠点や骨格といった大きな構造を構成する緑を示します。

その上で、気候変動への対応や脱炭素社会の実現、ネイチャーポジティブの実現、安全・安心で快適な暮らしの確保、ウェルビーイングの向上といった社会情勢の変化等を踏まえて新たに必要となる緑の拠点や骨格、地域特性に応じた緑づくりといった要素や、緑の質の向上のために重要となる緑をいかす視点も加え、緑の将来像図とします。

緑の拠点づくり

本市の都市拠点及び地域拠点、公園、協創による緑のまちづくりの拠点となる「花のまちづくりセンター」を緑の拠点とし、緑の創出や活用を図ることで安全・安心で快適な暮らしの確保に役立つ緑と人がつながる拠点づくりを目指します。

緑の骨格づくり

生駒山や矢田丘陵、竜田川や富雄川とその支流、様々な緑がきめ細かく重なり合いながら存在する緑の帯を、本市の緑の骨格とし、緑をまもり・はぐくみ・いかすことで緑がつながり、生態系ネットワークの確保やグリーンインフラとしての機能を最大限に発揮する緑の骨格づくりを目指します。

地域特性に応じた緑づくり

自然区域、田園区域、市街地区域といった地域特性に応じたきめ細やかな保全・整備・活用の取組を進めることで、市民にとって身近な場所で緑とつながる機会を増やすことを目指します。

■緑の将来像図



2.3. 基本方針

緑の将来像を実現するためには、市民生活の基盤となるグリーンインフラとして、気候変動への対応や持続可能な社会の実現、ネイチャーポジティブの実現等に向けて、自然環境に人が手を入れつつ保全する（**緑をまもる**）とともに、公園や街路樹等の緑を充実させ、適切に維持管理していくことで地域の魅力・活力を高めていく必要があります（**緑をはぐくむ**）。

また、活用を通じたウェルビーイングの向上によって、緑の価値や重要性が認識され、緑の質の向上に関わりたくなるような好循環を目指します（**緑をいかす**）。

こうした状況の実現には、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等、行政といった各主体がそれぞれの役割を果たすだけでなく、単独では解決が難しい課題への対応や、新たな緑の魅力向上に向けて、互いに協創の姿勢をもつとともに、協創を進める機会・場を創出することが重要です（**協創による取組の推進**）。

そこで、本計画の基本理念に基づき将来像を実現するために、「**緑をまもる**」「**緑をはぐくむ**」「**緑をいかす**」を、取組の方向性を示す3つの基本方針とします。併せて、それらの推進方針として「**協創による取組を生み出し、広げる**」を掲げます。

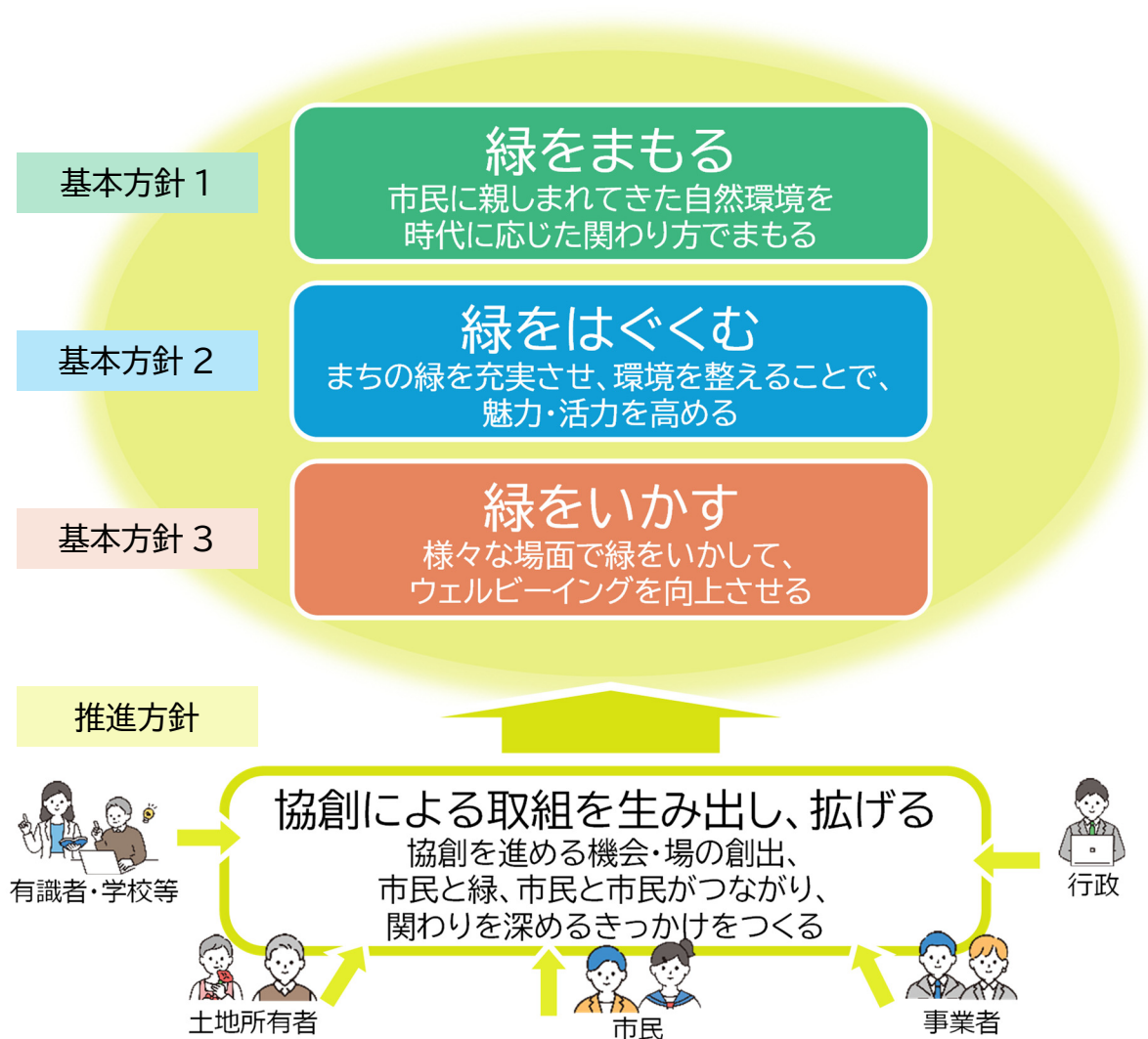


図 基本方針の構成イメージ

基本理念

～みんなで未来へつなぐ～ 心安らぐ “緑と暮らすまち・生駒”

緑の将来像



基本方針

基本方針1

緑をまもる

市民に親しまれてきた
自然環境を
時代に応じた関わり方で
まもる

対象となる緑

山地・丘陵

河川・水辺

まちなかの樹林地

農地・ため池

基本方針2

緑をはぐくむ

まちの緑を充実させ、
環境を整えることで、
魅力・活力を高める

対象となる緑

公園

広場・道路の緑

建物敷地の緑

基本方針3

緑をいかす

様々な場面で
緑をいかして、
ウェルビーイングを
向上させる

対象となる緑

山地・丘陵

河川・水辺

まちなかの樹林地

農地・ため池

公園

広場・道路の緑

建物敷地の緑

推進方針

協創による取組を生み出し、広げる

協創を進める機会・場の創出、
市民と緑、市民と市民がつながり、
関わりを深めるきっかけをつくる

基本方針

- ❖ 古くから市民に親しまれてきた自然環境を、安全・安心で、豊かな暮らしを支えるグリーンインフラとしての多様な機能を発揮できるよう引き続き保全します。
- ❖ 人々の営みの中で手入れを続け、生産の場として維持されてきた緑を、時代に応じた関わり方により保全します。

- ❖ 地域特性や市民ニーズに応じ、安全・安心な暮らしを確保しつつ、グリーンインフラとしての多様な機能を向上させ、地域の魅力・活力を高めます。
- ❖ まちの環境を整え、魅力・活力を高める緑の充実と維持管理を進めます。

- ❖ 市民生活に関わる様々な場面で緑をいかし、居心地の良い空間づくりや新たな交流を生み出すとともに、自然と共生した暮らしの実感へとつなげることで市民のウェルビーイングの向上を図ります。

- ❖ 状況に応じて、「楽しむ・過ごす」「知り・学ぶ」「行動する」といった緑と関わるきっかけづくりや各種支援を行います。
- ❖ 交流から新たな取組が生まれ、様々な地域課題の解決につながることを目指して、多様な主体が関わり合える機会・場づくりに取り組みます。

具体的取組

(1)生駒市のシンボルとなる自然環境をまもる

- 取組(1)－①山地・丘陵の保全
- 取組(1)－②河川・水辺の保全

(2)市民の暮らしの身近にある自然環境をまもる

- 取組(2)－①まちなかの樹林地の保全
- 取組(2)－②農地・ため池の保全

(1)公園をはぐくみ、まちの魅力・活力を高める

- 取組(1)－①地域の特性やニーズに応じた公園の再整備
- 取組(1)－②公園の質の向上と維持管理の効率化

(2)広場・道路の緑をはぐくみ、まちの魅力・活力を高める

- 取組(2)－①街路樹等の道路の緑を確保し、健全な状態に維持する
- 取組(2)－②オープンスペースの緑の質を高め、まちの魅力・活力を高める

(3)建物敷地の緑をはぐくみ、まちの環境を整え、魅力・活力を高める

- 取組(3)－①公共施設の緑化と緑の維持管理
- 取組(3)－②民有地の緑化と緑の維持管理

(1)緑の活用を促進し、市民生活の向上に役立てる

- 取組(1)－①山地・丘陵の活用の促進
- 取組(1)－②河川・水辺の活用の促進
- 取組(1)－③まちなかの樹林地の活用の促進
- 取組(1)－④農地・ため池の活用の促進
- 取組(1)－⑤公園の活用の促進
- 取組(1)－⑥広場・道路の緑の活用の促進
- 取組(1)－⑦建物敷地の緑の活用の促進

(1)多様な主体が緑と関わるきっかけづくり

- 取組(1)－① 緑を楽しむ・過ごす機会づくり:enjoy in the green
- 取組(1)－② 緑について知り・学ぶ機会づくり: learn about the green
- 取組(1)－③ 緑の活動を支援する取組の推進:act for the green

(2)多様な主体が関わる協創の機会・場づくり

- 取組(2)－① 協創できる機会・場づくり
- 取組(2)－② 協創を促進する環境づくり

2. 計画の基本方針

基本方針1 緑をまもる

～市民に親しまれてきた自然環境を、時代に応じた関わり方でまもる～

対象となる緑

山地・丘陵

河川・水辺

まちなかの樹林地

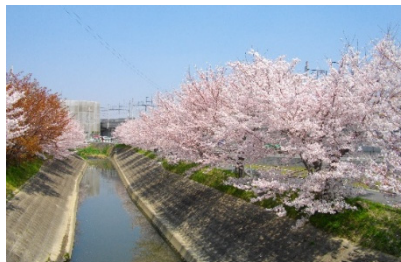
農地・ため池

本市の自然環境は、古くから今日に至るまで市民に親しまれ、また、その多くが先人たちによって守られ引き継がれてきました。これらの緑は、気候変動への対応や脱炭素・循環型社会を推進するとともに、人々に安全・安心で、豊かな暮らしを支える様々な恵みを与えてくれるグリーンインフラとして、また、ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性の確保のためにも欠かすことのできない貴重な資源として存在しています。

これまで、山地・丘陵では、間伐や下草刈りといった手入れを続けてきたことで森林が育ち、健全な状態が保たれてきました。農地では、生産のために必要な営農活動を続けてきたことで農地が保たれ、作物の恵みだけではなく多様な機能が発揮されてきました。このように、人々の営みの中で維持されてきた緑の多面的な機能を引き続き発揮できるよう、各種法制度を活用しつつ、保全、更新、維持管理等の取組を継続するとともに、ライフスタイルの変化に応じた方法で人々が関わり続けることで、今後も緑をまもります。



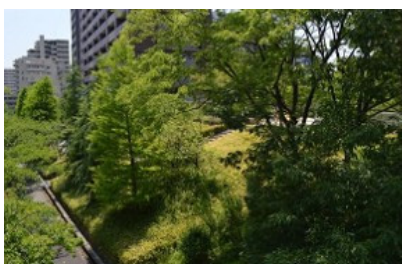
生駒山系の山並み



竜田川のサクラ堤



高山地区の農地



まちなかの樹林地



樹林地の手入れの様子



多様な関わり方での緑の保全

基本方針2 緑をはぐくむ

～まちの緑を充実させ、環境を整えることで、魅力・活力を高める～

対象となる緑

公園

広場・道路の緑

建物敷地の緑

都市における生活環境を整え、防災・減災につながるなど安全・安心な暮らしを確保する役割に加え、子育て、健康、福祉、コミュニティ形成、交流等、市民の暮らしの向上につながる多様な機能を発揮させる観点から、従来の均等に公園を配置するという方針から、公園を整理する方向に向けた既存公園の魅力向上や機能の再配置等、地域の特性や市民ニーズに応じた公園づくりを進めます。

公園や広場の植栽や街路樹、建物敷地の緑等は、暑熱環境の改善、景観形成、憩いの空間づくり等、求められる効果の最大化を目指し、樹木が健全で快適な状態で生育できるよう適切かつ効率的な維持管理を行います。

駅周辺等の拠点整備や、民間事業者による新規開発等が実施される際は、公園・緑地や公共空間確保、敷地内緑化等により都市空間の質を高めるなど、まちの魅力向上に向けて緑を確保する取組を推進します。



公園



街路樹



駅前広場の緑



敷地内での緑化

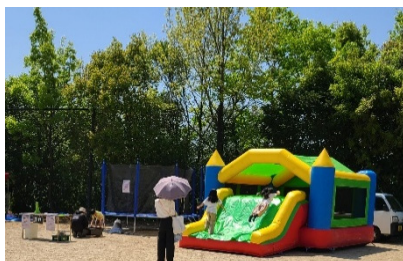
基本方針3 緑をいかす

～様々な場面で緑をいかして、ウェルビーイングを向上させる～

対象となる緑	山地・丘陵	河川・水辺	まちなかの樹林地	農地・ため池
	公園	広場・道路の緑	建物敷地の緑	

これまで取り組まれてきた、こども・子育て、教育、健康、福祉、コミュニティ形成、交流、産業等様々な分野での活動実績をいかして、緑を活動場所としうる分野と連携しながら市民生活に関わる様々な場面で緑をいかす取組を進めます。

公園や広場での居心地の良い空間づくりや、新たな交流を生み出すとともに、生態系への配慮や木材の循環利用等を通じて、自然と共生した暮らしを送っているという実感へとつなげていくことで、市民のウェルビーイングの向上を図ります。



まちなかの公園の活用



公園にいこえん



竹林の活用

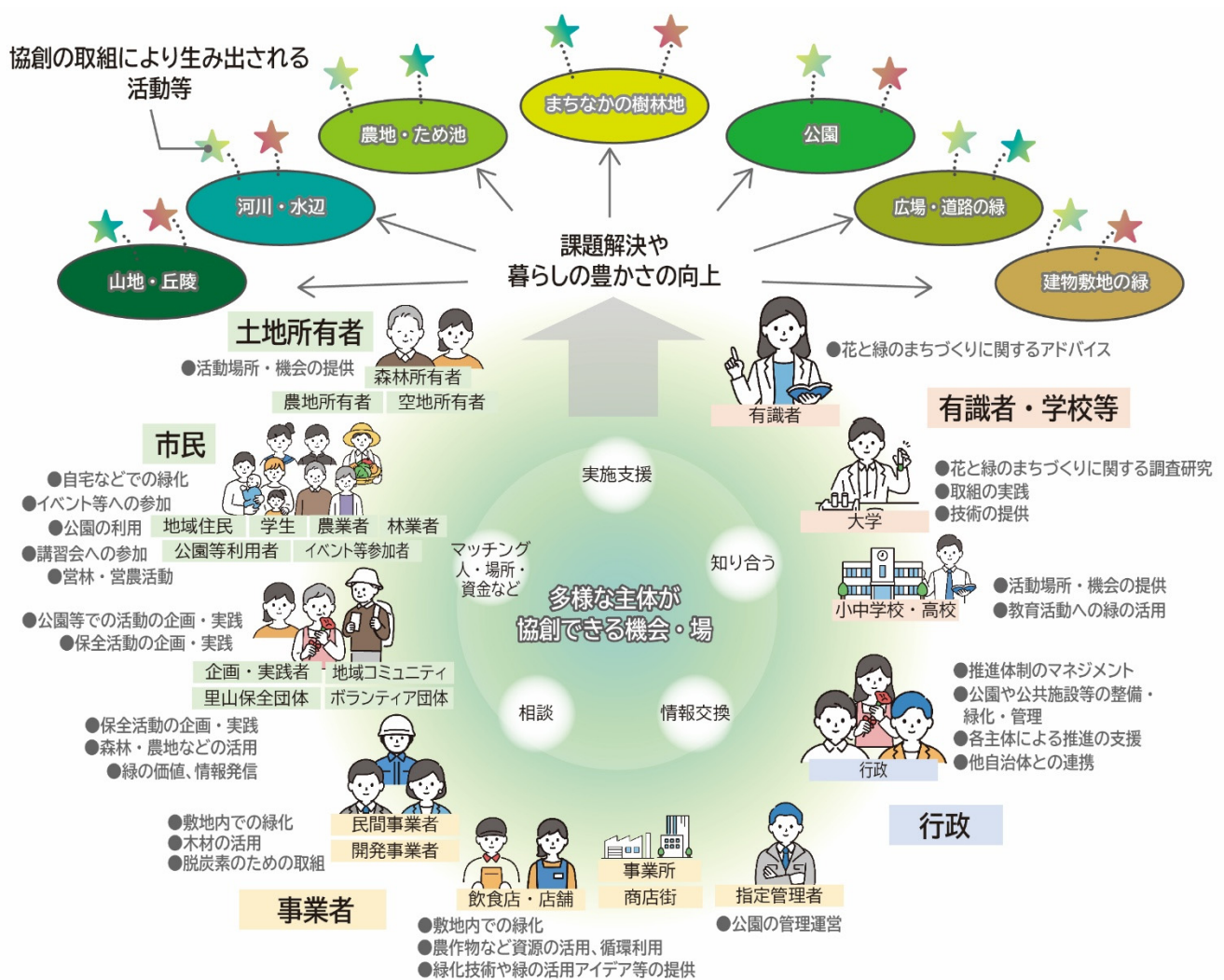
推進方針 協創による取組を生み出し、広げる

1) 基本的な考え方

基本方針1から3に掲げる各取組を進めるには、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等、行政が、単独では解決が難しい課題への対応や新たな活動に向けた「協創」の姿勢が重要です。この協創の姿勢のもと、緑に関する様々な取組を生み出し進めていくためには、主体的に緑に関わる人を増やしていく継続的なきっかけづくりが必要です。

そのため、各主体が交流し、新たな取組を生み出し進めていくための「多様な主体が協創できる機会・場」を創出します。そこでは、取組を行う主体同士が知り合い、情報共有や相談ができるとともに、取組の実施に向けてお互いの強みをいかし、弱みを補い合いながら進めます。

■協創による推進イメージ



2) 行政が担う役割

行政（本市）は本計画の策定主体として、複数の分野にまたがる課題や取組を扱うため、各部署が連携して計画を推進します。同時に、多様な主体が連携した協創の取組を推進していくため「多様な主体が協創できる機会・場」のマネジメントを担います。

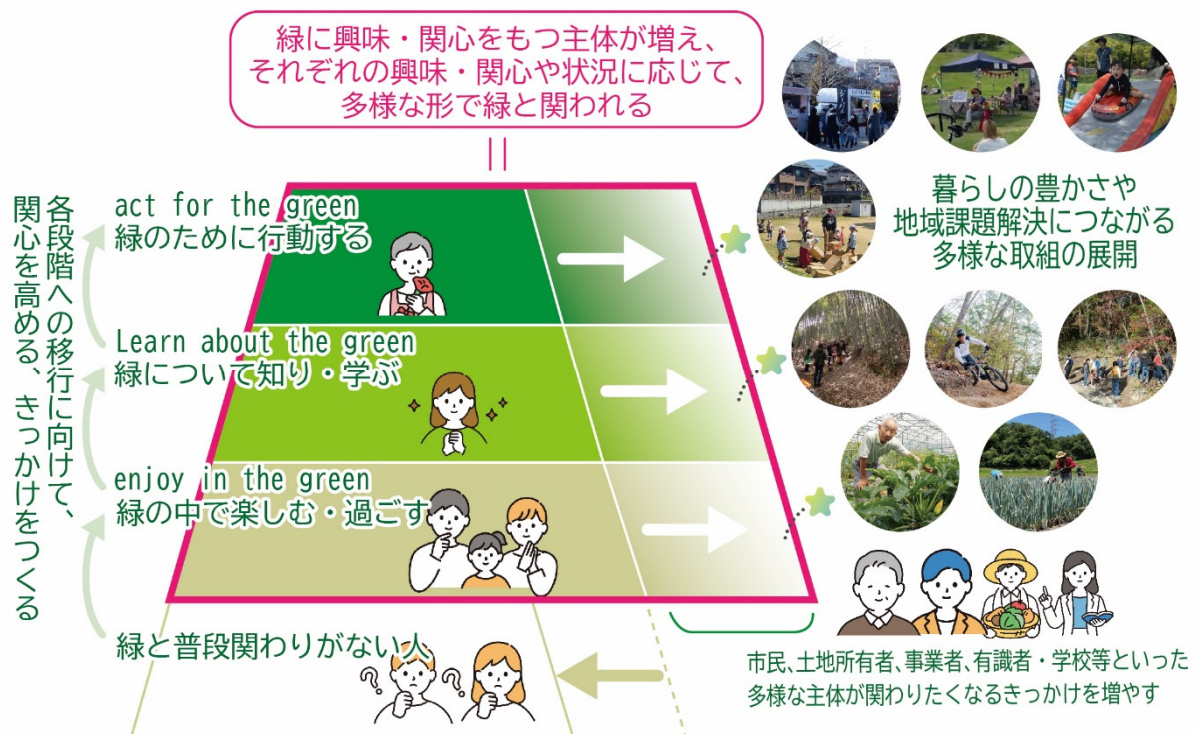
3) 緑との関わりを広げるきっかけづくりについて

本市では多くの市民が緑を本市の魅力と捉えています。しかし、緑に関する活動に関わっている人はまだ少なく、緑と普段関わりがないという人も一定数見られます。そのため、緑との関わりを計画的に広げていくきっかけづくりが必要です。

緑に対して、普段関わりがない状態から主体的に行動するまでには様々な段階があり、本計画では、遊びやレジャー等を通じて「緑の中で楽しむ・過ごす（enjoy in the green）」、「緑について知り・学ぶ（learn about the green）」、「緑のために行動する（act for the green）」の3段階と考えます（下図）。

ライフスタイルや志向は様々であり、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等それぞれの立場で緑に関わりたくなる理由は異なるため、それぞれに応じたきっかけをつくり、緑に関わる人を増やしていく必要があります。また、各段階で緑と関わり、緑をまもり・はぐくみ・いかす人が増えれば、課題解決や暮らしの豊かさに、よりつながっていきます。これまでの取組を基盤に、緑と人の関わりを広げるきっかけづくりに関する取組を計画的に行います。

■緑との関わりを広げるイメージ



2.4. 計画の目標

本計画の目標として、以下に示す「基本目標」および「個別指標」を設定します。

「基本目標」は、緑の基本計画に基づく取組全体の成果として達成を目指す目標値と、各基本方針・推進方針に基づく取組に関わる目標値を設定します。「基本目標」については、中間年度と目標年度に達成状況を確認します。

「個別指標」は、基本目標の達成に特に関連する具体的取組の進捗状況を確認するための指標として設定し、年度ごとに状況を確認します。

■基本目標と個別指標

方針	基本目標 〔中間年度、目標年度で確認〕	個別指標 〔年度ごとに状況確認〕
まもる 緑を	市域に対する緑地の割合 現状(R6) : 48.6% ↓ 中間(R12) : 49.0% 目標(R17) : 49.4%	■地域制緑地の指定面積 ■遊休農地貸出面積 ■里山団体による年間整備面積 ■住み続けたい理由「自然環境が豊か」を選ぶ市民の割合※ ⁵
はぐくむ 緑を	生駒市全体の花や緑に対して満足している市民の割合※¹ 現状(R6) : 56.4% ↓ 中間(R12) : 60% 目標(R17) : 65%	■開発指導等による公園・緑地面積 ■法令等による建物敷地の緑化面積 ■公園施設や街路樹の更新件数
いかす 緑を	市民主体の公園利用件数 現状(R6) : 46 件/年 ↓ 中間(R12) : 59 件/年 目標(R17) : 74 件/年 緑の効果を実感している市民の割合※³ 目標 : 各項目で現状以上 (各項目・現状値については次頁参照)	■公園や自然の中などに出かけていく頻度※ ⁵ ■農のあるライフスタイルの実感※ ⁵ ■市民主体の公園利用件数 ■ガーデニング講座の実施実績
生み出し、広げる 協創による取組を	花や緑に関わる活動への参加状況※⁴ 目標 : 各項目で現状以上 (各項目・現状値については次頁参照)	■農地・山・庭木・花壇の手入れや、公園の草刈りなどをする頻度※ ⁵ ■花や緑に関わる活動等に関する相談件数

※1 市民アンケートで「生駒市全体の花や緑に対して満足している」の間に「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合。

※2 国が示す算定方法をもとに今後把握。目標値は中間見直し時に検討。

※3 市民アンケートで「生駒市の花や緑について、あなたはどのように思いますか?」の間において、良好な住環境づくり、健康な生活、子育てなどといった各項目について花や緑が役立っていると回答した人の割合。

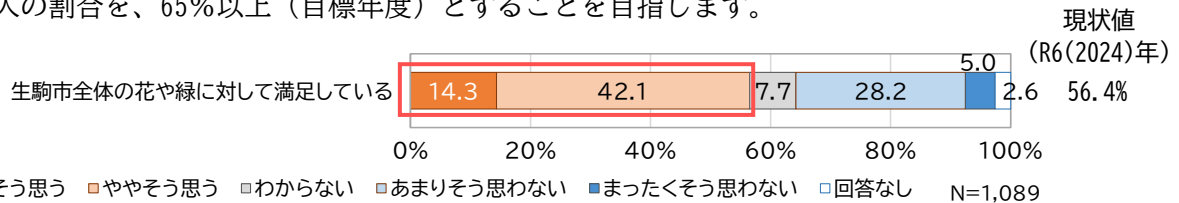
※4 市民アンケートで「あなたは生駒市で行われている様々な花や緑に関わる活動に参加していますか?」の問いにおいて、里山の保全や活用、公園でのマルシェやイベントなどといった活動の各項目について、①「企画・主催者として関わっている」、②「参加している・したことがある」と回答した人の割合。

※5 生駒市市民実感度調査、こども向け実感アンケートから把握。

2. 計画の基本方針

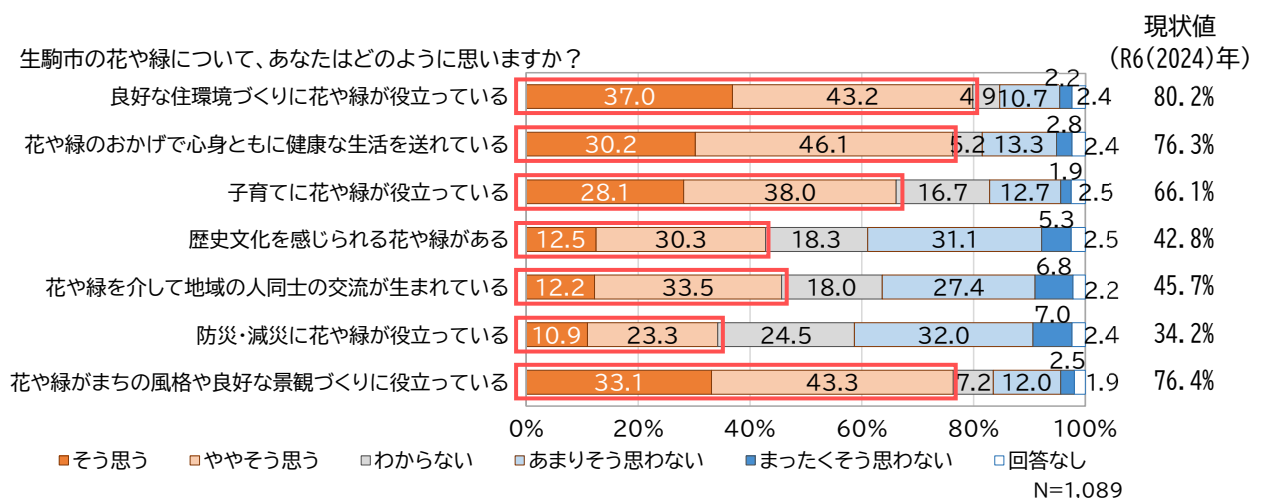
■基本目標：生駒市全体の花や緑に対して満足している市民の割合について

市民アンケートにおいて、「生駒市の花や緑について、あなたはどのように思いますか？」の問いに対して、「生駒市全体の花や緑に対して満足している」の項目について「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合を、65%以上（目標年度）とすることを目指します。



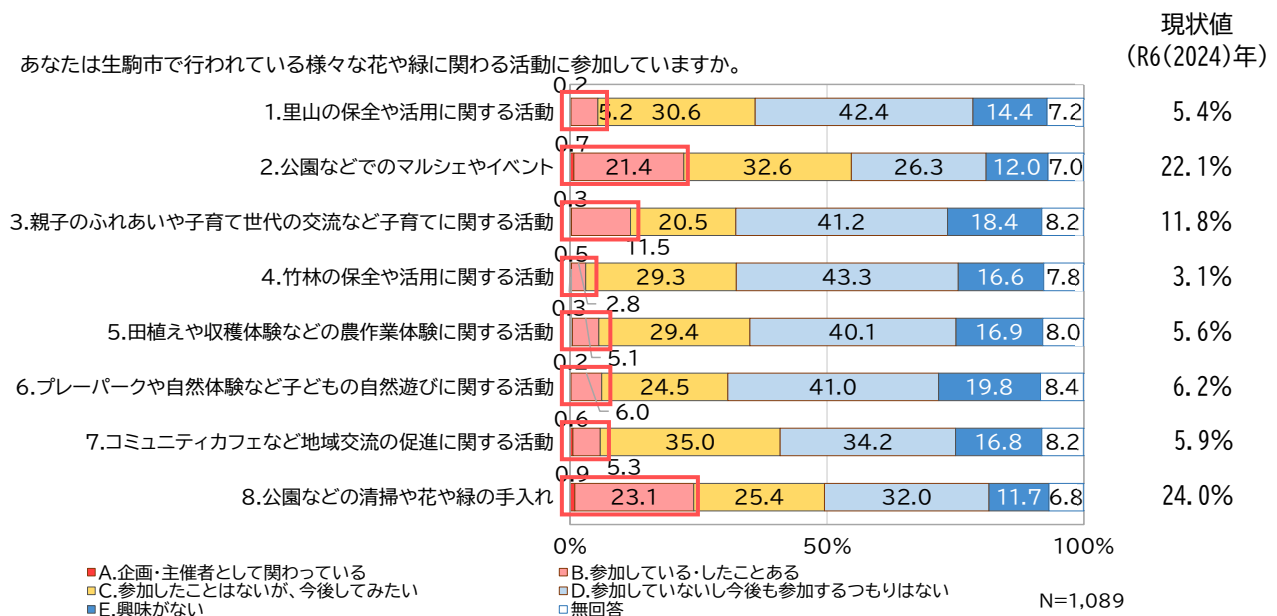
■「緑をいかす」の基本目標：緑の効果を実感している市民の割合について

市民アンケートにおいて、「生駒市の花や緑について、あなたはどのように思いますか？」の問いに対して、暮らしに役立っているか（緑の効果）が実感しやすいに関する7項目について、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合を、現状以上としていくことを目指します。



■「協創による取組を生み出し、広げる」の基本目標：花や緑に関わる活動への参加状況について

市民アンケートにおいて、「あなたは生駒市で行われている様々な花や緑に関わる活動に参加していますか？」の問いに対して、活動の種類ごとに「企画・主催者として関わっている」「参加している・したことがある」と回答した人の割合を、現状以上としていくことを目指します。



3. 具体的取組

3. 具体的取組

基本方針に基づいて本市の具体的な取組の内容を以下に示します。また、協創による取組の推進に向けて、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等の各主体がどのように関わることができるのか、各主体の関わり方のイメージを示しています。

なお、緑がもつ多様な効果は、SDGs の様々なゴールの達成にも貢献するものであることから、各取組を実施することで達成に貢献すると考える SDGs のゴールをアイコンで示しています。

「緑をまもる(基本方針 1)」に関わる取組

取組(1) 生駒市のシンボルとなる自然環境をまもる

生駒山系や矢田丘陵等山地・丘陵の森林について、法規制により保全を図るとともに、森林の手入れや危険木の除去等に取り組みます。また、竜田川や富雄川等の河川について、奈良県と連携した流域治水に関する取組や、河川水質の改善等に多様な主体と連携して取り組みます。



取組(1)－① 山地・丘陵の保全



行政の役割

□ 住宅等生活の安全に影響する危険木への対応や、緩衝地帯（バッファゾーン¹¹）による獣害対策を通じた農地・住宅地への被害防止等、安全・安心の向上に取り組みます。

□ 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。

□ 山地・丘陵の保全・活用にあたり、土地所有者の意向を踏まえ、本市独自制度や、法令に基づく新たな制度、財源を積極的に検討します。

□ 森林経営管理制度の活用に向け、推進体制の整備や、森林所有者の意向調査等、必要なプロセスを踏んで検討を進めます。

□ 本市の貴重な観光資源である生駒山や、矢田丘陵・高山地区の自然環境をいかし、観光コンテンツや市民の Well-being（幸福度）向上の場として、豊かな自然環境を適切に保全します。

□ 森林集約化による効率的な森林施業の推進について、関係者と協議しながら導入・実施を検討します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

●山地・丘陵の保全に関する活動の実施、活動やイベントへの参加 …等



土地所有者の関わり方

●所有地にかかる各種法規制の遵守
●活動や調査・研究場所としての提供
●各種支援制度を活用した森林等の保全 …等

¹¹ バッファゾーン：有害鳥獣が生息する奥山と農地や市街地など、その間に位置する里山林に設ける緩衝地帯。

 事業者の関わり方	●CSR 活動¹²としての山地・丘陵での保全活動を通じた緑の保全 …等
 有識者・学校等の関わり方	●森林整備等に関する知識・技術的支援 ●森林整備等に関する調査・研究場所としての活用 …等

取組(1)－② 河川・水辺の保全



-  行政の役割
- 大和川流域の治水対策の推進に奈良県と連携して取り組み、河川流域の安全・安心を守っていきます。
 - 心地よく過ごせる河川環境づくりや、水際の動植物等の生物多様性に配慮した取組の推進のため、河川改修に際しては、過ごしやすい空間づくりや水際の動植物が生息できる環境の再生等に、奈良県と連携して取り組みます。
 - 河川・水辺に生息する希少種の保護や、生き物調査等を市民や研究機関等と連携して実施し、河川の状況把握や再生の取組の促進につなげます。
 - 竜田川・富雄川沿いの並木や花壇づくり等、美しい河川景観や水辺に親しめる環境保全を市民や事業者等と連携して継続・推進していきます。
 - 河川・水辺の水質改善のため、公共下水道の整備や、合併処理浄化槽への転換促進等、多様な主体と連携した取組を引き続き進めます。

■各主体の関わり方のイメージ

 市民の関わり方	●河川の美化活動等、水辺の環境保全に関する活動への参加 ●河川沿いの花壇づくり ●希少種の保護や生きもの調査に関する活動 ●公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換 …等
 土地所有者の関わり方	●農業用施設の維持管理 …等
 事業者の関わり方	●CSR 活動としての河川の美化活動等、水辺の環境保全に関する活動への参加 ●河川沿いの花壇づくり ●希少種の保護や生きもの調査に関する活動 ●公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換及び事業所排水に関する規制の遵守 …等
 有識者・学校等の関わり方	●水辺の環境保全等に関する知識・技術的支援 ●希少種の保護や生きもの調査等 ●河川の状況把握や再生の取組 …等

¹² CSR 活動：企業が社会や環境に配慮し、地域貢献や環境保全などの活動を通じて、社会的責任を果たす取組のこと。

取組(2) 市民の暮らしの身近にある自然環境をまもる

まちなかの樹林地、農地やため池等、市街地の身近に存在する自然環境について、市街地に残る貴重な緑として、安全性の確保や景観形成等都市環境の向上を目指すとともに、動植物の生態にも配慮しながら保全を図ります。



取組(2)－① まちなかの樹林地の保全



行政の役割

❑ 倒木等による人命や家屋等に関わる災害を未然に防止するため、特に市街地の斜面地で大木化・老木化が進む市が所有する樹林地（市有緑地等）において、危険木等の計画的な伐採や間伐、土砂災害防止のための緑化対策等により、保全整備を図ります。

❑ 宝山寺周辺やくろんど池周辺等の並木や樹木等、歴史景観や観光資源として市内外の人を惹きつける貴重な緑を、適切な維持管理や更新により引き続き保全します。

❑ 「保護樹木・保護樹林」の指定や、県指定文化財に指定されている照葉樹林等の指定継続等により、身近にある貴重な緑の保全を図るとともに、歴史的価値のある社寺林の保全を促進します。

❑ 民有の樹林地において、樹林地の特性や土地所有者意向等を踏まえ、本市独自制度や法令に基づく新たな制度、財源を積極的に検討します。

❑ 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 「保護樹木・保護樹林」の指定
- 樹林地の保全に関する活動の実施、活動やイベントへの参加 …等



土地所有者の関わり方

- 所有地にかかる各種法規制の遵守
- 活動や調査・研究場所としての場所の提供
- 各種支援制度を活用した樹林地等の保全 …等



事業者の関わり方

- CSR 活動としての樹林地での整備活動を通じた緑の保全
- 大学・研究機関が行う調査研究への協力 …等



有識者・学校等の関わり方

- 樹林地に関する知識・技術的支援
- 樹林地に関する調査・研究場所としての活用

…等

取組(2)－② 農地・ため池の保全



行政の役割

- 農地が有する多面的な機能を発揮できるよう、遊休農地活用事業をはじめ、様々な遊休農地対策に取り組み農地の保全を図ります。
- 農家組合、水利組合等によるため池、水路等の農業用施設等の整備を支援し、持続的な農地の保全を図ります。
- 奈良県と連携した大和川流域の流域対策として、ため池の貯留機能を確保するとともに、多面的機能の維持を図ります。
- 市街化区域内の農地については、土地所有者の意向により、生産緑地の指定による保全を引き続き図ります。
- 半農半X支援、土地所有者と就農希望者とのマッチング、農地集積・集約化、農業法人の確保に向けた検討等、生業としての農業の成立を目指した取組を推進することで、農地としての保全を引き続き図ります。
- 生産者と飲食店や消費者をつなぐ「いこまレストラン」の開催、各自治会での移動販売、小売り農業や地場野菜等の販売流通促進などにより、持続的な農地の保全を図ります。
- 遊休農地対策につながる活用の促進として、地域コミュニティによる活用、企業の社会貢献活動の場、障がい者就労の場、粗放的利用への誘導等の様々な形での維持管理・活用を図ります。
- 遊休農地の活用について、生産基盤以外での多面的な機能を発揮できる手法を検討します。
- 有害鳥獣被害防止対策として、バッファゾーンの整備等の里山の管理強化による鳥獣被害の抑制を行い、農地の保全を図ります。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 遊休農地活用事業の利用
- 地場野菜の購入・消費 …等



土地所有者の関わり方

- 遊休農地活用事業への登録
- 調査・研究場所としての農地の貸出
- 就農を目指した農地の貸出 …等



事業者の関わり方

- CSR 活動としての遊休農地の活用 …等



有識者・学校等の関わり方

- 遊休農地の活用等に関する専門知識・技術支援 …等

特別緑地保全地区について

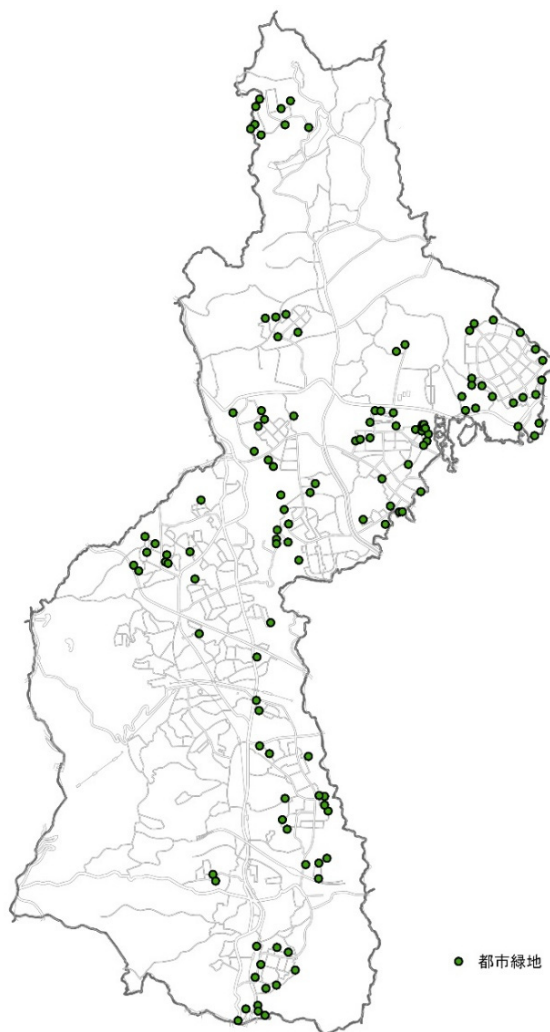
特別緑地保全地区とは、都市における特に良好な自然的環境を形成している緑地を指定するものです。特別緑地保全地区として指定することで、建築行為等の一定の行為を制限し保全を図るとともに、土地所有者には税制面での優遇等のメリットがあります。

令和 6（2024）年の都市緑地法の改正において、都市の貴重な緑地を保全するため、特別緑地保全地区における緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備（皆伐・択伐等）が「機能維持増進事業」として位置付けられました。

本市では、住宅地開発とともに生じた斜面林等を都市緑地として指定しており、それらの多くが住宅地と隣接して存在しています。これらの樹林地では老木化や大径木化、竹林の進入等により荒廃が進むことで安全確保のための維持管理上の課題が生じるなど、緑地としての機能が十分に発揮されていない状況となっています。

そのため、これらの樹林地を特別緑地保全地区として指定し、「機能維持増進事業」として危険木等の計画的な伐採、竹林の拡大を抑制する伐採等の整備を図ることで、災害防止のための遮断地帯や緩衝地帯となる緑地を確保することや、間伐と更新による地域固有種の植生回復や動植物の生息・生育地としての保全、都市における貴重な緑の景観創出を目指します。また、伐採木の利活用の促進や、竹製品生産団体と連携した竹材の再利用等の活用促進に取り組みます。

■本市の都市緑地位置図



「緑をはぐくむ(基本方針 2)」に関わる取組

取組(1) 公園をはぐくみ、まちの魅力・活力を高める

地域特性や市民ニーズを踏まえた公園づくりや、樹木の機能を最大限に引き出す維持管理等に取り組めます。また、生駒山麓公園等では、公園の魅力向上と維持管理の効率化を進めます。



取組(1)－① 地域の特性やニーズに応じた公園の再整備



行政の役割

□ 公園施設長寿命化計画等に基づく公園施設の更新に当たっては、安全確保や維持管理の効率化を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた公園施設の更新・機能の転換を図ります。

- 近年の異常気象に伴う猛暑に対応する暑熱対策として、日陰となる休憩施設や緑陰をつくる高木の維持管理等、こども達が安全に安心して利用できる公園づくりに取り組めます。
- 地域特性やニーズに応じた特色ある公園づくり、更には将来人口密度に相応しい公園の再配置や機能分担について取り組めます。
- 公園の整備・維持管理方針等に関する方針を定めたガイドライン（（仮称）都市公園等の整備・管理方針）を策定します。
- 民間活力を活用した公園再整備や管理運営手法の導入を検討し、魅力向上や維持管理の効率化を図ります。
- 「生駒市地域防災計画」等に位置づけられている公園は、災害時に指定避難所等に避難する際の地区ごとの集合場所や救援活動の場として活用できるよう、平常時の維持管理や、地域防災力の向上に資するコミュニティ活動等での活用を促進します。また、防災施設の充実等、公園の防災機能向上に向けた検討を進めます。
- 住宅地の開発等に伴い、要綱等に基づき公園を設置する場合は、地域特性や周辺の既存公園の状況等を踏まえながら必要な機能を検討し開発事業者等と協議を行います。
- 公園の特性を踏まえたインクルーシブ遊具の導入を進めるとともに、生駒山麓公園での障がい者就労支援等を継続し、障がいの有無によらず楽しみ・関わることのできる公園を目指します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 公園の計画や整備等に関する市民ワークショップへの参加
- 地域防災力を高めるコミュニティ活動の実施、活動への参加 …等



土地所有者の関わり方

- 公園用地としての土地の提供 …等

3. 具体的取組

 事業者の関わり方	●Park-PFI 制度等、公園の整備・再整備や管理運営への参画 ●開発等に伴う要綱等に基づく公園の設置 …等
 有識者・学校等の関わり方	●公園計画、官民連携に関する知識・技術的支援 ●調査・研究場所としての活用 …等

取組(1)－②

公園の質の向上と維持管理の効率化



□ 安全面、景観形成、緑陰等日陰の形成による暑熱対策等、樹木の機能を最大限に引き出すため、健全で質の高い樹木を育成する樹木管理に取り組みます。

- 近年の異常気象に伴う猛暑に対応する暑熱対策として、日陰となる休憩施設や緑陰をつくる高木の維持管理等、こども達が安全に安心して利用できる公園づくりに取り組みます。【再掲】
- 公園の清掃・草刈り等の維持管理を地元自治会やイベント主催者等の公園利用者と引き続き連携して行うことで、公園への愛着を育むとともに、維持管理の効率化を図ります。
- 公園施設長寿命化計画等に基づく公園施設の更新に当たっては、安全確保や維持管理の効率化を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた公園施設の更新・機能の転換を図ります。【再掲】
- 民間活力を活用した公園再整備や管理運営手法の導入を検討し、魅力向上や維持管理の効率化を図ります。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ

 市民の関わり方	●公園の清掃や樹木の手入れ等、緑の維持管理に関する活動への参加 ●公園利活用に関する活動等 …等
 事業者の関わり方	●公園の清掃や樹木の手入れ等、緑の維持管理に関する活動への参加 ●指定管理者としての公園施設や樹木の維持管理、公園サービスの提供 …等
 有識者・学校等の関わり方	●公園計画、官民連携に関する知識・技術的支援 ●調査・研究場所としての活用 …等

取組(2) 広場・道路の緑をはぐくみ、まちの魅力・活力を高める

多様な効果を発揮するグリーンインフラとして、街路樹等の道路の緑を健全な状態で維持管理するとともに、新たなまちづくりが予定されている各駅周辺においてオープンスペースの確保と緑化によるまちの魅力と活力の向上を図ります。



取組(2)－① 街路樹等の道路の緑を確保し、健全な状態に維持する



行政の役割

- 様々な効果を発揮する健全な街路樹の育成と通行の安全確保を目指して、街路樹の実態と課題を整理し、適正化に向けた方針・計画を策定した上で、地域の実情やニーズに応じた更新等を計画的に取り組みます。
- 既存の街路樹等については、まちの景観形成や木陰の形成による暑熱対策等、樹木の機能を発揮できるよう、適切な維持管理に努めます。
- 地域住民等と連携した道路清掃や植栽管理を通じた道路づくりについて、引き続き協創の取組を行います。
- 新たなまちづくりが予定されている地区等では、地区の特性に応じた緑の整備を検討します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 道路空間での清掃活動への参加
- 道路の安全面での日常的な点検・報告（根上がり、支障枝等） …等



事業者の関わり方

- 街路樹や植栽の手入れ等、緑の維持管理に関する活動への参加
- 道路空間での清掃活動への参加
- 道路の安全面での日常的な点検・報告（根上がり、支障枝等） …等



有識者・学校等の関わり方

- 街路樹等の緑の維持管理に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用 …等



取組(2)－② オープンスペースの緑の質を高め、まちの魅力・活力を高める



行政の役割

- 生駒駅周辺において、エリアの価値や魅力の向上に向けた景観形成や公民連携によるまちづくり、居心地が良く歩きたくなるまちづくりに向けた取組等を進めており、道路等におけるオープンスペースの確保や緑化推進により、本市の都市拠点としてふさわしい空間形成を検討します。
- 学研北生駒駅周辺では新たなまちづくり事業が計画されており、区画整理事業に伴う新たなオープンスペースの確保や統一感のある緑化の推進を地権者や事業者と連携して図ります。
- 市民や事業者等の多様な主体による花壇等の緑化や維持管理を支援するため、技術的支援、場所の提供、地元調整、花苗等の支援等を継続して行います。
- 生駒駅等本市の顔となる駅前には、四季を感じられる草花を市民等とともに植栽し、継続的に適切な維持管理と良好な景観形成に取り組めます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 駅前広場等のオープンスペースでの緑化や緑の維持管理に関する活動への参加
- 社会実験等への参加、意見 …等



事業者の関わり方

- 駅前広場等のオープンスペースでの緑化や緑の維持管理に関する活動への参加
- まちづくりに関する提案・支援・事業推進
- 社会実験等への参加、意見 …等



有識者・学校等の関わり方

- 官民連携によるまちづくり等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用（社会実験への参画等） …等

取組(3) 建物敷地の緑をはぐくみ、まちの環境を整え、魅力・活力を高める

各種公共施設や民有地の建物敷地において、景観法や都市計画法等に基づき、景観面や生物多様性保全等の観点から緑化と適切な維持管理を推進し、都市環境の改善やまちの魅力・活力の向上を図ります。

取組(3)－① 公共施設の緑化と緑の維持管理



行政の役割

- 公共施設の維持管理や更新に際しては、各施設の立地や特性に留意しつつ、緑の量の確保に努めるとともに、生物多様性保全や景観、暑熱対策等の緑の機能を引き出すような緑の質の確保を推進します。

- 「花のまちづくりセンター」では、学校等の公共施設において、地域住民や生徒・児童・保護者等による花壇等を推進するため、技術的支援、花苗等の支援等を継続して行います。
- 地域の魅力を高めるよう緑化や景観に関する協議等に当たり、緑の効果に留意した基準の充実化やガイドラインの作成について検討します。
- 「花のまちづくりセンター」においては、市民に親しんでもらえるガーデニングに取り組むとともに、刈草や剪定枝等を堆肥化し、花苗の育成に活用する等、植栽の維持管理作業で生じる発生材の循環利用を推進します。
- 生駒山麓公園野外活動センター等において、こども達の木育につながる取組を検討します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 公共施設での緑化や緑の維持管理に関する活動への参加 …等



事業者の関わり方

- 公共施設での緑化や緑の維持管理に関する活動への参加
- 公共施設の設計・整備に際して、緑化基準やガイドラインの遵守 …等



有識者・学校等の関わり方

- 学校での花壇等の緑化活動への参加、活動場所の提供
- 景観形成、緑化技術等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用（緑化技術等） …等

取組(3)－②

民有地の緑化と緑の維持管理



行政の役割

- 民有地の緑化に関する協議等に際しては、各施設の立地や特性に留意しつつ、緑の量の確保に努めます。
- 景観まちづくり相談等の制度を活用しながら、景観、暑熱対策や生物多様性保全等の緑の機能を引き出すような緑の質の確保につながる健全な維持管理や有効活用を促進します。
- 地域の魅力を高めるよう緑化や景観に関する協議等に当たり、緑の効果に留意した基準の充実化やガイドラインの作成について検討します。【再掲】
- 住宅地の庭先や集合住宅等の花や樹木を育む市民一人ひとりの活動を、隣近所からまち全体へと発展させていくため、「花のまちづくりセンター」による支援の充実を図ります。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 敷地内における庭先等での植栽、緑の維持管理 …等



土地所有者の関わり方

- 敷地内における緑化、緑の維持管理
- 調査・研究場所としての提供 …等



事業者の関わり方

- 敷地内における地域の魅力向上に資する植栽、緑の維持管理
- 設計・整備に際して、緑化基準やガイドラインの遵守 …等



有識者・学校等の関わり方

- 景観形成、緑化技術等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用 …等

「緑をいかす(基本方針3)」に関わる取組

取組(1) 緑の活用を促進し、市民生活の向上に役立てる

山地・丘陵の自然環境から、公園やオープンスペースの緑といった都市の身近な緑まで、市民生活の向上の視点から各種緑の活用を促進します。



取組(1)－① 山地・丘陵の活用の促進



行政の役割

- 生駒の山地・丘陵をいかした観光コンテンツや PR について、観光協会や事業者等と連携しながら検討し実施します。
- 生駒山麓公園の魅力向上に向けて、生駒山麓公園のポテンシャルを最大限に引き出すことができる再整備と管理運営方法について検討します。
- 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。【再掲】
- 森林整備により発生した伐採木の活用により、活動の収益化や、脱炭素社会への貢献を図ります。また、伐採竹の有効活用として、地域の竹製品生産団体との連携を図り、生産資材として買取されるような仕組みづくりを検討します。
- 山地・丘陵の保全・活用にあたり、土地所有者の意向を踏まえ、本市独自制度や、法令に基づく新たな制度、財源を積極的に検討します。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 観光コンテンツの実施・提供・参加、SNS等による情報発信
- 山地・丘陵の保全整備に関する活動の実施、活動への参加、講習会への参加 …等



土地所有者の関わり方

- 山地・丘陵において市民が活動可能な場所の提供
- 各種支援制度等の活用
- 調査・研究場所としての提供 …等



事業者の関わり方

- 観光コンテンツの実施・提供、SNS等による情報発信
- 山地・丘陵の保全整備に関する活動の実施、活動への参加、講習会への参加
- 指定管理者としての魅力向上、維持管理の効率化 …等



有識者・学校等の関わり方

- 森林の保全・整備・活用、伐採木・伐採竹の活用等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用 …等

取組(1)－② 河川・水辺の活用の促進



行政の役割

- 自然環境教育等、河川や水辺環境の活用に、市民や事業者等と連携して取り組みます。
- 河川敷の花づくり、河川環境の保全に関する啓発・清掃活動等に、市民や学校、各団体等と連携して引き続き取り組みます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 河川・水辺の環境保全に関する活動への参加
- 生きものの生息・水辺空間の活用に関する活動への参加 …等



事業者の関わり方

- 河川・水辺の環境保全に関する活動の実施、活動への参加
- 生きものの生息・水辺空間の活用に関する活動の実施、活動への参加
- 調査研究活動への協力 …等



有識者・学校等の関わり方

- 河川・水辺の保全・活用等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用 …等

取組(1)－③ まちなかの樹林地の活用の促進



行政の役割

- 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。【再掲】
- 樹林地整備により発生した伐採木の活用により、活動の収益化や、脱炭素社会への貢献を図ります。また、伐採竹の有効活用として、地域の竹製品生産団体との連携を図り、生産資材として買取されるような仕組みづくりを検討します。【再掲】
- 民有の樹林地において、樹林地の特性や土地所有者意向等を踏まえ、本市独自制度や法令に基づく新たな制度、財源を積極的に検討します。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 樹林地での活動の実施、活動への参加、講習会への参加 …等

 土地所有者の関わり方	●樹林地での活動場所の提供 ●各種支援制度等の活用 ●調査・研究場所としての提供 …等
 事業者の関わり方	●調査研究活動への協力 ●各種支援制度等の活用 …等
 有識者・学校等の関わり方	●樹林地の保全・活用等に関する知識・技術的支援 ●調査・研究場所としての活用 …等

取組(1)－④

農地・ため池の活用の促進



- 新たな農業の担い手への支援として、農業技術の習得機会提供や半農半X支援等を、土地所有者や就農希望者の意向を踏まえながら促進します。
- 生産者と飲食店や消費者をつなぐ「いこまレストラン」の開催、各自治会での移動販売、小商い農業や地場野菜等の販売流通等の促進等、経営的視点での支援を推進します。
- 障がい者や高齢者、フリースクール生等の活躍機会や、将来的な農業の担い手不足解消につながるよう、福祉事業者等と連携を図りながら農地利用の拡大を促進します。
- 市が実施する市民農園に加え、農業者や企業による市民農園や体験型市民農園の開設、地域コミュニティによる活用等、市民や事業者等による遊休農地の更なる活用促進に取り組みます。

■各主体の関わり方のイメージ

 市民の関わり方	●遊休農地の活用に関する活動の実施、活動への参加 ●市民農園等での農業体験 ●就農に向けた農業技術に関する講習会等への参加、農地の借用 ●営農活動の実施 ●地場野菜等の購入・消費 …等
 土地所有者の関わり方	●遊休農地を活用した農業体験の機会・場の提供 ●就農希望者への農地の貸出 ●調査・研究対象としての農地の貸出 …等
 事業者の関わり方	●遊休農地の活用に関する活動の実施、活動への参加 ●市民農園の開設、運営 …等

3. 具体的取組



有識者・学校等の関わり方

- 遊休農地の活用等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

取組(1)－⑤ 公園の活用の促進



行政の役割

- 公園利用の利便性を高めるため、公園情報に関する発信等を、必要なデータを整備しつつ推進する等、公園に関わる DX 化を推進します。
- 民間活力を活用した公園再整備や管理運営手法の導入を検討し、魅力向上や維持管理の効率化を図ります。【再掲】
- 市民や事業者等が主体となった公園利活用を促進するため、各種申請の DX 化、公園利活用の事例発信、必要に応じた地元調整、手続きを円滑に進めるための支援等を行います。
- 自治会等への出前講座等を通じて、公園の利用状況やこどもの遊びを取り巻く状況について理解を深め、地域の公園のあり方を考える機会を提供します。
- 「生駒市地域防災計画」に位置づけられている公園等は、災害時に指定避難所等に避難する際の地区ごとの集合場所や救援活動の場として活用できるよう、平常時の維持管理や、地域防災力の向上に資するコミュニティ活動等での活用を促進します。また、防災施設の充実等、公園の防災機能向上に向けた検討を進めます。【再掲】
- 公園の清掃・草刈り等の維持管理を地元自治会やイベント主催者等の公園利用者と引き続き連携して行うことで、公園への愛着を育むとともに、維持管理の効率化を図ります。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 公園での花づくり活動、清掃、地域交流
- 日常的な公園の利活用
- 地域の公園の利用ルールやマナーに関する話し合い、関係者との調整 …等



事業者の関わり方

- 公園での花づくり活動、清掃、地域交流
- 日常的な公園の利活用
- 指定管理者等としての公園施設や樹木の維持管理、公園サービスの提供 …等



有識者・学校等の関わり方

- 公園計画、官民連携に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

取組(1)－⑥

広場・道路の緑の活用の促進



行政の役割

□ 生駒駅・南生駒駅周辺や学研北生駒駅周辺における拠点整備に当たり、オープンスペースや道路空間、植栽等を活用して、地元住民や事業者等の多様な主体によるエリアの魅力向上に向け検討します。

□ 市民や事業者等の多様な主体による花壇等の緑化や維持管理を支援するため、技術的支援、場所の提供、地元調整、花苗等の支援等を継続して行います。【再掲】

□ 「花のまちづくりセンター」において、ガーデニング講座や各種講座の運営協力をしていただく「花と緑のまちづくりサポーター」の育成を推進し、市内各地での緑化推進や維持管理について助言や支援を継続して実施できるボランティアリーダーとしての人材の育成や体制づくりを進めます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- オープンスペース等での花づくり
- オープンスペース等の活用や緑化活動についての相談・提案・実施
- 地域住民等による道路の清掃 …等



事業者の関わり方

- オープンスペース等での花づくり
- オープンスペース等の活用や緑化活動についての相談・提案・実施
- 事業者や従業員等による道路の清掃
- まちづくりに関する提案・支援・事業推進 …等



有識者・学校等の関わり方

- 官民連携によるまちづくり等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

取組(1)－⑦

建物敷地の緑の活用の促進



行政の役割

□ 学校の花壇、学級菜園、学校林やビオトープ等水際の動植物の生息・生育が観察できる環境等、こども達の学習や情操教育の場として学校敷地等の緑の活用を促進します。

□ 「花のまちづくりセンター」では、学校等の公共施設において、地域住民や生徒・児童・保護者への技術的支援、花苗等の支援等を通して、教育やコミュニティ活動等、様々な分野と連携した緑の活用を促進します。

□ 民有地の緑化について、景観まちづくり相談等の制度を活用しながら、緑の質の向上につながる取組を推進します。

□ 住宅地の庭先や集合住宅等の花や樹木を育む市民一人ひとりの活動を、隣近所からまち全体へと発展させていくため、「花のまちづくりセンター」による支援の充実を図ります。【再掲】

□ 公共施設等において、森林環境譲与税を活用した建築物の木質化を検討します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 公共施設における緑化や緑の維持管理、環境学習に関する活動等の参加
- 「花のまちづくりセンター」等での講座・講習会への参加
- 「花のまちづくりセンター」での「ガーデンボランティアの活動
- 「ガーデンボランティア」による各地域での活動実施や技術支援
- 自宅の庭や軒先等の緑化 …等



土地所有者の関わり方

- 敷地内における緑化、緑の維持管理
- 調査・研究対象としての提供 …等



事業者の関わり方

- 公共施設における緑化や緑の維持管理、環境学習等に関する活動の実施、活動への参加
- 民有地における緑化や緑の維持管理、環境学習等に関する活動の実施
- 景観まちづくり相談の活用 …等



有識者・学校等の関わり方

- 緑化技術、景観まちづくり相談、環境学習等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

「協創による取組を生み出し、広げる(推進方針)」に関わる取組

取組(1) 多様な主体が緑と関わるきっかけづくり

これまでに掲げた取組を進めるためには、緑と関わる人を増やすことが重要です。そのため、「緑の中で楽しむ・過ごす」「緑について知り・学ぶ」「緑のために行動する」の各段階（P54 参照）で緑と関わる人が増えるとともに、それぞれの意欲や希望に応じて各段階へ移行できるよう、きっかけづくりや支援に取り組めます。

取組(1)－① 緑を楽しむ・過ごす機会づくり:enjoy in the green



行政の役割

□ 市民や事業者等と連携した、多様な主体・目的による自然体験や公園等の活用を促進することにより、日常の中で気軽に緑の中で過ごす体験を増やします。

□ 緑に関する活動・人の情報発信をし、緑に関心を持つきっかけを増やします。

□ 公園の基礎情報や公園利用者のニーズに合った情報を発信し、公園の利用を促進します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動への参加
- SNS での投稿等による緑の楽しみ方に関する情報発信
- 公園での子育て支援活動等、各分野での緑の活用 …等



土地所有者の関わり方

- 活動場所等としての提供 …等



事業者の関わり方

- 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動等の実施、活動への参加
- SNS での投稿や自社広報等による緑の楽しみ方に関する情報発信 …等



有識者・学校等の関わり方

- 緑の利活用やプレイスメイキング等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

取組(1)－② 緑について知り・学ぶ機会づくり : learn about the green



行政の役割

- 本市ホームページや SNS 等を活用した季節ごとの花や緑に関する情報等、本市の花や緑について知る機会となる情報発信を継続して取り組みます。
- 市民・事業者・専門家等と連携して、様々な花や緑の知識や技術に関する講座の開催等、習熟度や目的に応じて学ぶ機会づくりに取り組みます。
- 講座の修了生や花・緑の活動に取り組む市民、活動の情報発信に秀でた団体等、多様な主体が、知識や技術を互いに教え合える機会づくりを促進します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動への参加
- 緑に関する講座や講習会、体験会の開催、参加 …等



土地所有者の関わり方

- 活動場所等としての提供 …等



事業者の関わり方

- 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動等の実施、活動への参加
- 緑に関する講座や講習会、体験会の開催、参加 …等



有識者・学校等の関わり方

- 調査・研究対象としての活用
- 緑に関する講座や講習会、体験会の講師
- 学校での緑化活動等の参加 …等

取組(1)－③ 緑の活動を支援する取組の推進: act for the green



行政の役割

- 活動を始めたい市民や事業者等に向けて、市有地の提供や、民有地活用に向けたマッチングの仕組みづくりを検討します。
- 「花のまちづくりセンター」において、ガーデニング講座や各種講座の運営協力をしていただく「花と緑のまちづくりサポーター」の育成を推進し、市内各地での緑化推進や維持管理について助言や支援を継続して実施できるボランティアリーダーとしての人材の育成や体制づくりを進めます。【再掲】
- みどりの基金や、国・県・市・民間等の補助金等の活用、クラウドファンディング等、資金確保に関する多様な手法を検討するとともに、活用の促進を図ります。
- 花や緑に関する各種表彰への推薦、活動に関わる取材や情報発信等、活動の顕彰を継続して行うほか、市民や事業者等の緑化に対する意識の醸成並びに活動意欲の維持を図るための施策を検討します。

- 市民や事業者等からの相談や各種補助金等に関する情報提供に取り組みます。
- 市民等が主体となった公園利活用を促進するため、各種申請のDX化、公園活用の事例発信、必要に応じた地元調整、手続きを円滑に進めるための支援等を行います。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ

 市民の関わり方	●緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動への参加 ●緑の活用や緑化活動についての相談・提案・実施 ●花や緑に関する各種表彰への応募 ●緑の活用を通じた緑の保全整備 ●みどりの基金への寄附 …等
 土地所有者の関わり方	●活動場所等としての提供 ●各種支援制度等の活用 …等
 事業者の関わり方	●緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動等の実施、活動への参加・支援 ●各種支援制度等の活用 ●調査・研究対象としての提供 ●みどりの基金への寄附 …等
 有識者・学校等の関わり方	●緑に関する知識・技術的支援 …等

取組(2) 多様な主体が関わる協創の機会・場づくり

多様な主体の協創を促進するため、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等、行政が対話する機会・場を創出します。協創による取組拠点として、「花のまちづくりセンター」や「ららポート」等を活用し、協創による花と緑のまちづくりを推進します。



取組(2)－① 協創できる機会・場づくり



行政の役割

- 本計画に記載する取組を協創により進めるため、市民、事業者、有識者・学校等、行政等の多様な主体が協創できる機会・場を創出します。
- 活用可能な行政支援策等の紹介や、活動場所・人材のマッチング等を行う相談窓口として促進します。
- 緑に関する取組を地域コミュニティ、防災、こども・子育て・教育、生涯学習、福祉等、異分野と連携する機会・場づくりを進めます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



土地所有者の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



事業者の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



有識者・学校等の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



取組(2)－② 協創を促進する環境づくり



行政の役割

- 「花のまちづくりセンター」を本計画に関する協創の推進拠点とし、様々な取組を広げるための情報発信の拠点とします。
- 他分野との連携が必要な取組の推進に当たっては、「市民活動推進センターららポート」など、本市各課間で連携して取組を進めます。
- 「生駒市協創対話窓口」や「いこま SDGs アクションネットワーク」、企業や大学との「連携協

定」等、民間事業者や研究機関と連携して地域課題を解決する仕組みを活用し、緑に関する課題解決や魅力創出に多様な主体が関わることを促進していきます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



土地所有者の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



事業者の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



有識者・学校等の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施

4. 重点施策

4.1. 重点施策の基本的な考え方

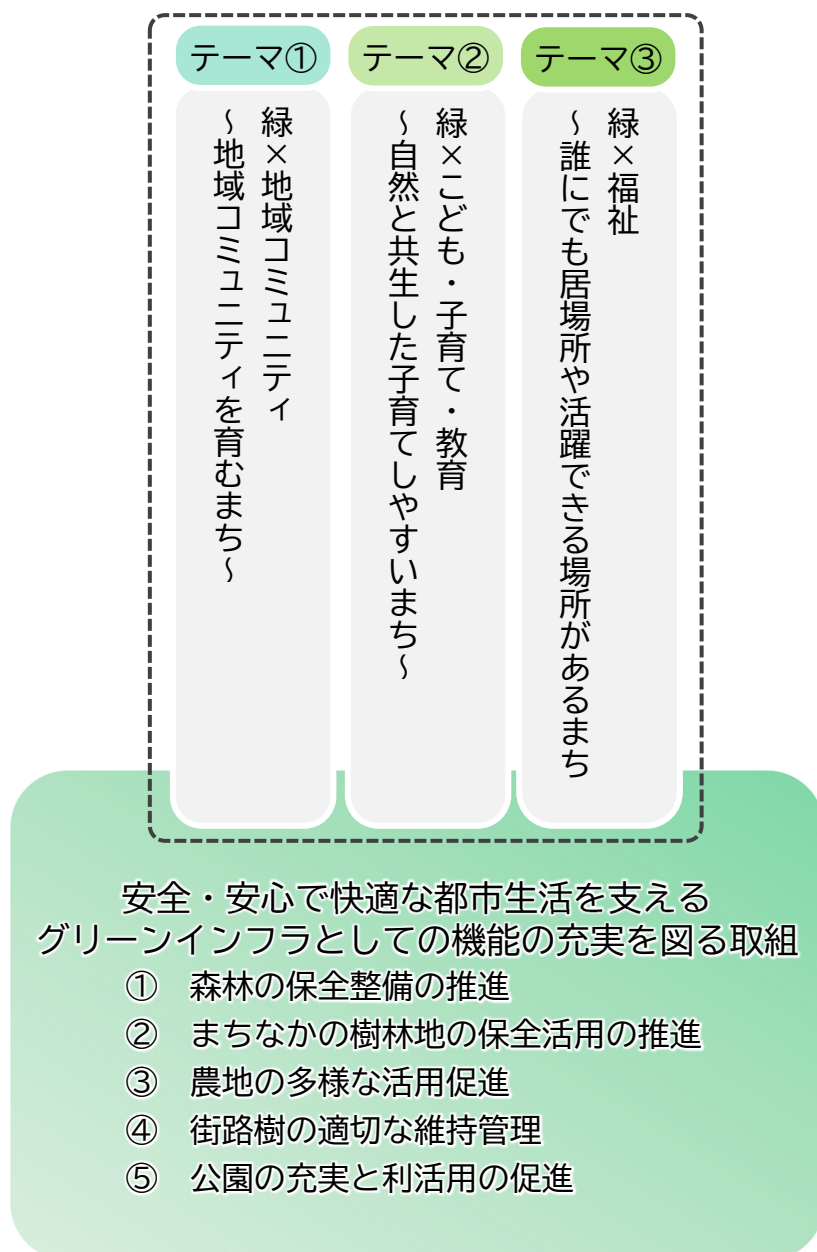
緑の将来像の実現に向けて、特に重要と考える取組を重点施策として設定します。本計画においては、安全・安心で快適な都市生活を支えるグリーンインフラとしての機能を発揮させるために最も重要といえる緑の質の確保に向けて、都市基盤としての緑の維持・充実を図る取組を「重点施策1」とします。

また、市民の暮らしの質の向上に緑を最大限にいかして、様々な暮らしのテーマに関わる取組を進めるためには、緑の分野だけではなく他分野と連携した取組が重要です。そのため、分野間で連携して相乗効果を生み出す複数の取組を「重点施策2」として、特に力を入れて取り組んでいきます。

■重点施策の構成

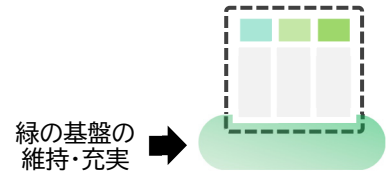
重点施策2
様々な暮らしのテーマに関わる取組を進める、
分野間連携による取組

重点施策1
都市基盤としての緑の
維持・充実を図る取組



4.2. 重点施策1 都市基盤としての緑の維持・充実を図る取組

安全・安心で快適な都市生活を支えるグリーンインフラとしての機能の充実を図るため、以下について重点的に取り組みます。



重点施策1-① 森林の保全整備の推進

■森林の適切な整備・活用

緑をまもる

緑をいかす

荒廃する森林が増加する一方、本市では林業が盛んでないため、多様な主体による森林整備が必要です。活動の継続的な支援や、主体の多様化、森林環境の活用促進、収益化の仕組みづくりに取り組みます。

○多様な主体による森林整備の推進

森林整備に取り組む団体等に対し、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所となる森林等の提供、機器の確保、活動の広報等、活動に必要なことを継続的に支援します。

○森林資源の有効活用の推進

森林保全に関わる活動の収益化や、脱炭素社会への貢献を図るため、森林整備活動で発生した伐採木や伐採竹の利活用を、情報発信やマッチング、生産資材として買取されるような仕組みづくり等を検討します。

重点施策1-② まちなかの樹林地の保全活用の推進

■まちなかの樹林地の保全整備

緑をまもる

主に民間開発に伴い住宅地や道路等に隣接して設置され、市が管理する市有緑地は、緑の景観形成やヒートアイランド抑制、生態系の保全、里山団体等の活動場所になっています。市街地の多くが開発から約40年が経過する中、大木化・老木化が進んでおり、計画的な間伐等の整備による安全確保が重要となっています。

○緑地等の保全整備事業

市有緑地121箇所（約51ha）で大木化・老木化した樹木の倒木による市民等への被害を未然に防ぐため、危険度に応じて順次、間伐等を中心とした整備を適切に実施します。

○まちなかの樹林地を保全する新たな制度の活用

都市緑地法改正により、市や土地所有者が所有するまちなかの樹林地を保全する制度が拡充されています。特別緑地保全地区等の制度を活用した保全整備に取り組みます。

重点施策1-③ 農地の多様な活用促進

■新たな農の担い手の確保

緑をまもる

緑をいかす

遊休農地の増加の背景として農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著となっている中、就農へのきっかけづくりや、多様な主体が農に関わりやすくなる取組が必要です。

○「半農半X支援事業」

就農に向けた講習会の開催や、短期・短時間の就農機会の創出、繁忙期における援農の仕組みづくり、新たな担い手への農地の斡旋等、新たな担い手の育成と多様な農業への関わり方を促進します。

○地域計画を受けた農地活用事業

農地利用の将来の姿を明確化した地域計画に基づき、地域のニーズを聞きながら、農地の貸し手の抽出や耕作する必要がなくなった農地を登録する農地バンク制度の活用促進、受け手（担い手）とのマッチングによる遊休農地の有効活用等に取り組みます。

■農業者支援の推進

緑をまもる

緑をいかす

農地の保全には持続可能な農業の実現が不可欠であり、稼ぐ農業を広げていくことが必要です。農家が稼げるよう生産性の高い農業への転換を図るとともに、販売流通の促進と消費者向けの情報発信、市内自給率の向上につながる取組を進めます。

○「生駒市スマート農業推進事業補助金」

持続可能な農業に向けて「もうかる農業」を実現するため、市内農業者による先進的栽培技術設備等の購入や ICT¹³を活用した鳥獣対策への支援を行います。

○地元野菜等の販売促進

自給的農家が生産している野菜など、未流通の地場野菜の流通を促進するため、生産者と飲食店や消費者をつなぐ「いこまレストラン」の開催、各自治会での移動販売、小商い農業などの支援に取り組み地産地消を推進します。

重点施策1-④ 街路樹の適切な維持管理

緑をはぐくむ

■街路樹の計画的な管理・更新

街路樹が持つ、歩行者の安全確保や運転者の視線誘導をはじめ、まちの景観形成や生物多様性保全、緑陰形成等の効果を発揮させるため、枝葉の成長による視認性の妨げ、根上りによる通行障害、樹勢衰退による倒木リスクを軽減するとともに、維持管理費の削減に向けた取組を進めます。そのため、街路樹の実態と課題を整理し、適正化に向けた方針・計画を策定したうえで、地域の実情やニーズに応じた更新等を計画的に取り組みます。

○街路樹管理計画の策定

様々な効果を発揮する健全な街路樹の育成と通行の安全確保を目指して、車道、歩道の幅員や交差点の形状に応じた街路樹の整備基準を定めるとともに、安全性や経済性を考慮した上で街路樹の更新、間引き、樹種変更等を含めた管理計画を策定し、計画的に実施します。

¹³ ICT：コンピュータやインターネット、通信技術を活用して、情報の収集・共有・活用を行う技術の総称。

重点施策1-⑤ 公園の充実と利活用の促進

■公園の機能・施設等のマネジメント

緑をはぐくむ

公園施設の多くが更新時期を迎え、中長期的な安全確保や維持管理の効率化が必要です。また、地域特性や地域住民のニーズ、周辺公園の機能等を踏まえた、計画的な施設更新・機能転換が必要です。

○「公園施設長寿命化事業」

都市公園内各施設の定期点検や更新等により、公園施設の安全確保や機能保全、維持管理費用の削減等を図ります。

○ニーズに応じた公園マネジメントの検討

インクルーシブ要素のある遊具の導入や、地域特性やニーズに応じた特色ある公園づくりに向けて、公園の再配置や機能分担、また、公園の整備・維持管理等に関する方針を定めたガイドライン（（仮称）都市公園等の整備・管理方針）を策定します。

■生駒山麓公園の魅力向上

緑をはぐくむ

緑をいかす

生駒山麓公園は自然豊かな本市最大規模の人気ある公園であり、開園から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化、財政負担増大、社会ニーズの変化による一部施設の稼働率低迷等の現状をふまえ、今後のあり方について検討します。

○生駒山麓公園のあり方検討

将来において魅力ある生駒山麓公園とするため、民間活力を導入し、地域特性や利用者等のニーズを踏まえた公園づくりをするとともに、山麓公園のポテンシャルを最大限に引き出すことができる再整備と管理運営方法について検討します。

■多様な主体による公園活用促進

緑をいかす

市民等が公園で自主的に行う活用が進むと、遊びやレジャー、子育て・コミュニティ形成等の効果が高まることに加え、公園への関心が高まり公園をいかす取組につなげていくことが期待できます。

○公園利活用促進プロジェクト

市民や事業者等が主体的に取り組む公園の利活用を促進するため、各種申請のDX化、公園利活用の事例発信、必要に応じた地元調整、手続きを円滑に進めるための支援等を行います。

4.3. 重点施策2 暮らしのテーマに関わる取組を進める、分野間連携による取組

市民の暮らしの質の向上に緑を最大限にいかして、様々な暮らしのテーマに関わる取組を進めるためには、緑の分野だけではなく他分野と連携した取組が重要です。そこで、分野を越えて相互に連携しながら取り組むことで相乗効果を生み出す取組を重点施策2として位置付け、特に力を入れて取り組んでいきます。

分野間連携 ➡



テーマ① 緑×地域コミュニティ ～地域コミュニティを育むまち～

森林、農地、公園、広場等多様な緑を、地域コミュニティをはぐくむ場所として、地域が主体となった公園の活用や地域特性に応じた公園マネジメント等を通じて地域コミュニティを育む取組を重点的・総合的に実施します。

■関連する具体的取組

分類	具体的取組
まもる： 農地・ため池	☐ 遊休農地対策につながる活用の促進として、地域コミュニティによる活用、企業の社会貢献活動の場、障がい者就労の場、粗放的利用への誘導等の様々な形での維持管理・活用を図ります。
はぐくむ： 公園	☐ 公園施設長寿命化計画等に基づく公園施設の更新に当たっては、安全確保や維持管理の効率化を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた公園施設の更新・機能の転換を図ります。
はぐくむ： 建物敷地の緑	☐ 「花のまちづくりセンター」では、学校等の公共施設において、地域住民や生徒・児童・保護者等による花壇等を推進するため、技術的支援、花苗等の支援等を継続して行います。
いかす： 農地・ため池	☐ 市が実施する市民農園に加え、農業者や企業による市民農園や体験型市民農園の開設、地域コミュニティによる活用等、市民や事業者等による遊休農地の更なる活用促進に取り組めます。
いかす： 公園	☐ 市民等が主体となった公園利活用を促進するため、各種申請のDX化、公園活用の事例発信、必要に応じた地元調整、手続きを円滑に進めるための支援等を行います。
いかす： 広場・道路の緑	☐ 「花のまちづくりセンター」において、ガーデニング講座や各種講座の運営協力をしていただく「花と緑のまちづくりサポーター」の育成を推進し、市内各地での緑化推進や維持管理について助言や支援を継続して実施できるボランティアリーダーとしての人材の育成や体制づくりを進めます。

テーマ② 緑×こども・子育て・教育 ～自然と共生した子育てしやすいまち～

自然豊かな住宅都市としての強みをいかし、こども達にとって自然環境が身近にあり、子育て世代が自然と共生した子育てしやすいまちとしての魅力を実感してもらうため、安全で安心して利用できる身近な遊び場の充実、自然環境の中でのびのびと遊び・学べる場や機会づくりに関する取組を重点的・総合的に実施します。

■関連する具体的取組

分類	具体的取組
はぐくむ：公園	□ 公園施設長寿命化計画等に基づく公園施設の更新に当たっては、安全確保や維持管理の効率化を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた公園施設の更新・機能の転換を図ります。
はぐくむ：公園	□ 近年の異常気象に伴う猛暑に対応する暑熱対策として、日陰となる休憩施設や緑陰をつくる高木の維持管理等、こども達が安全に安心して利用できる公園づくりに取り組みます。
はぐくむ：建物敷地の緑	□ 「花のまちづくりセンター」では、学校等の公共施設において、地域住民や生徒・児童・保護者等による花壇等を推進するため、技術的支援、花苗等の支援等を継続して行います。
いかす：山地・丘陵	□ 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。
いかす：まちなかの樹林地	□ 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。
いかす：農地・ため池	□ 市が実施する市民農園に加え、農業者や企業による市民農園や体験型市民農園の開設、地域コミュニティによる活用等、市民や事業者等による遊休農地の更なる活用促進に取り組みます。
いかす：公園	□ 公園利用の利便性を高めるため、公園情報に関する発信等を、必要なデータを整備しつつ推進する等、公園に関わる DX 化を推進します。
いかす：公園	□ 自治会等への出前講座等を通じて、公園の利用状況やこどもの遊びを取り巻く状況について理解を深め、地域の公園のあり方を考える機会を提供します。

テーマ③ 緑×福祉 ～誰にでも居場所や活躍できる場所があるまち～

誰にでも居場所や活躍できる場所、誰もが一緒に過ごせる場所がある地域づくりを進めるため、農地等を活動場所とした福祉に関する活動の促進や、公園等での環境整備等の取組を重点的・総合的に実施します。

■関連する具体的取組

分類	具体的取組
まもる： 農地・ため池	□ 遊休農地対策につながる活用の促進として、地域コミュニティによる活用、企業の社会貢献活動の場、障がい者就労の場、粗放的利用への誘導等の様々な形での維持管理・活用を図ります。
はぐくむ： 公園	□ 公園の特性を踏まえたインクルーシブ遊具の導入を進めるとともに、生駒山麓公園での障がい者就労支援等を継続し、障がいの有無によらず楽しみ、関わることのできる公園を目指します。
いかす： 農地・ため池	□ 障がい者や高齢者、フリースクール生等の活躍機会や、将来的な農業の担い手不足解消につながるよう、福祉事業者等と連携を図りながら農地利用の拡大を促進します。

4.4. 緑化重点地区の設定について

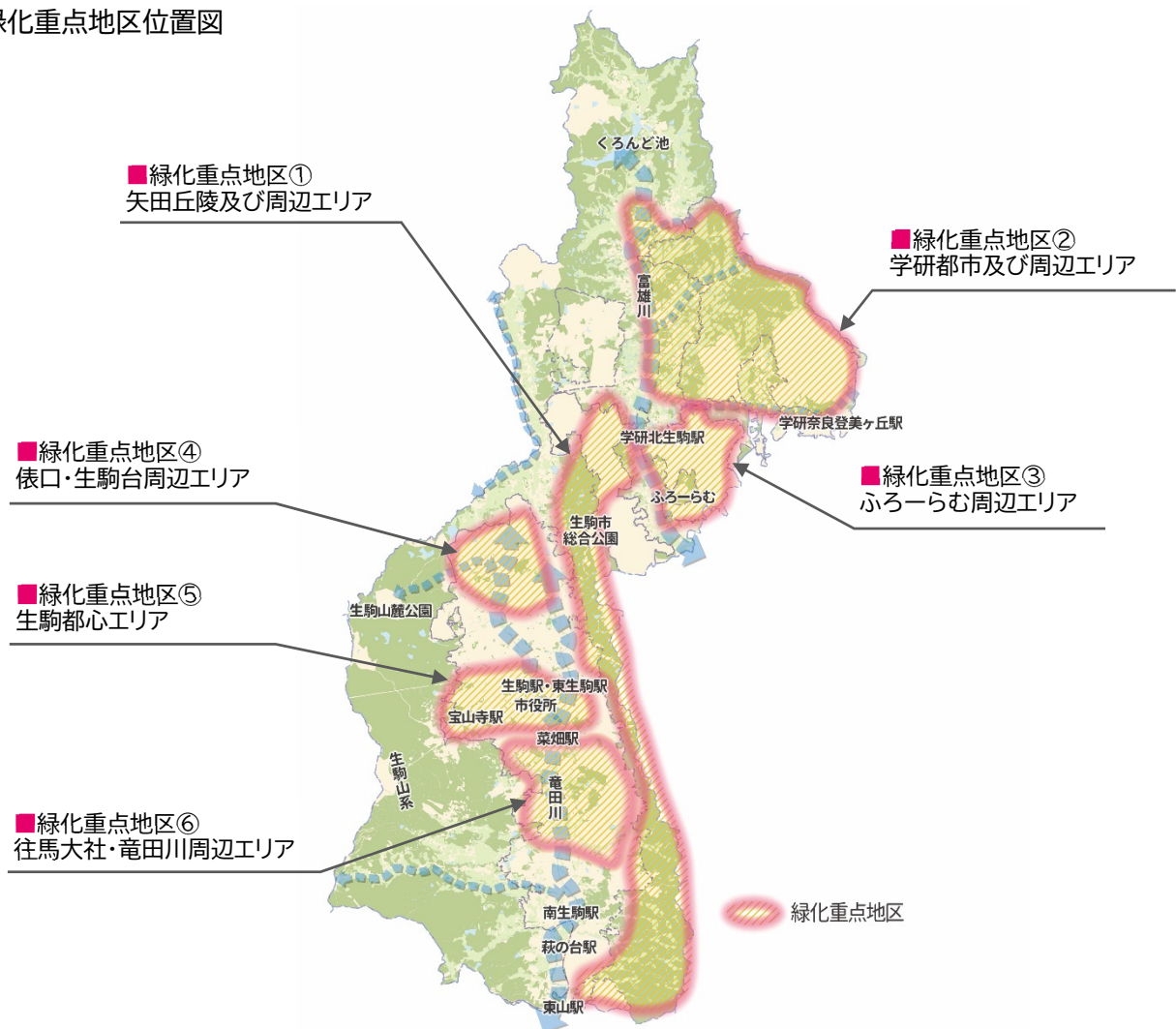
1) 緑化重点地区設定の考え方

「生駒市緑の基本計画（H16）」では、「すでに“花と緑と自然の市民まちづくり”の取組の素地があり、その促進によってさらに高い効果が見込まれる地区」「都市公園の整備に遅れが見られる地区」「住宅地などが開発途上にあり、積極的な緑地の保全、緑化の推進が望まれる地区」を、複合的に緑化を推進するエリアとして6つの「緑化重点地区」を選定し、重点的な緑化の推進を図ってきました。これらの緑化重点地区については、これまでに緑化を進めることで確保してきた緑を維持・保全するとともに、社会情勢の変化等に応じて今後も充実させていくため、引き続き「緑化重点地区」としての取組を展開していきます。

なお、新たなまちづくりを計画的に進めている生駒駅周辺と学研北生駒周辺においては、まちづくりの動向に応じた緑化の推進や利活用の促進を今後進めていく必要があることから、それぞれ「生駒都心エリア」と「ふろーらむ周辺エリア」における該当箇所において重点的な取組を進めます。

また、今後10年間の本市におけるまちづくりの動向は流動的であり、上記の緑化重点地区以外のエリアにおいても、必要に応じて南生駒駅周辺エリアや今後の大規模な住宅地開発の動向を踏まえて指定を検討します。

■緑化重点地区位置図



2) 各地区における取組

各地区の範囲および取組箇所を以下に示します。

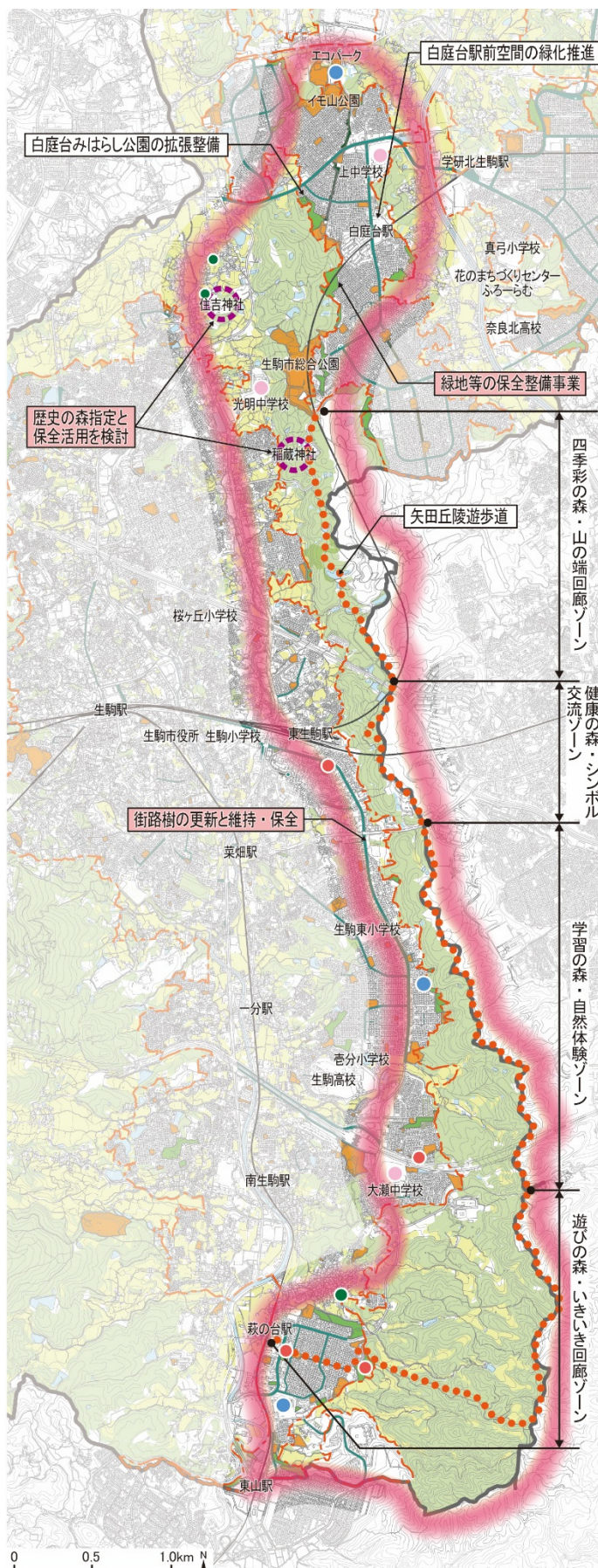
(1) 矢田丘陵及び周辺エリア

本市の緑の骨格として重要な役割を果たす矢田丘陵の緑をまもるとともに、市民が丘陵の環境に親しむ契機として矢田丘陵遊歩道の整備を進めてきました。緑の確保についても、白庭台みはらし公園（近隣公園）の拡張整備や、白庭台駅前空間の緑化推進等に取り組んできました。また、矢田丘陵遊歩道やイモ山公園等では、「里山保全団体」による自主的な樹林地の整備・保全・活用が実施されています。さらに、南田原町や乙田町等においても同様の活動が実施されています。

【今後の取組方針】

- ◆ 矢田丘陵遊歩道や公園等における利活用の促進
- ◆ 住吉神社や稲蔵神社といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

- 既存公園の機能充実と利用推進を図る
- 文教施設の緑化を推進する
- 公共・公益施設の緑化を推進する
- 緑地等の保全整備事業
- 寺社と一体の樹林を「歴史の森」として保全活用を検討
- 大規模民間施設の緑化を促進する
- 親水空間として整備・活用を目指す
- 街路樹の更新と維持・保全
- コミュニティパーク事業
- 保護樹木・保護樹林の維持・保全
- 農地の保全・活用
- 樹林地の保全・活用
- 市街化区域境界

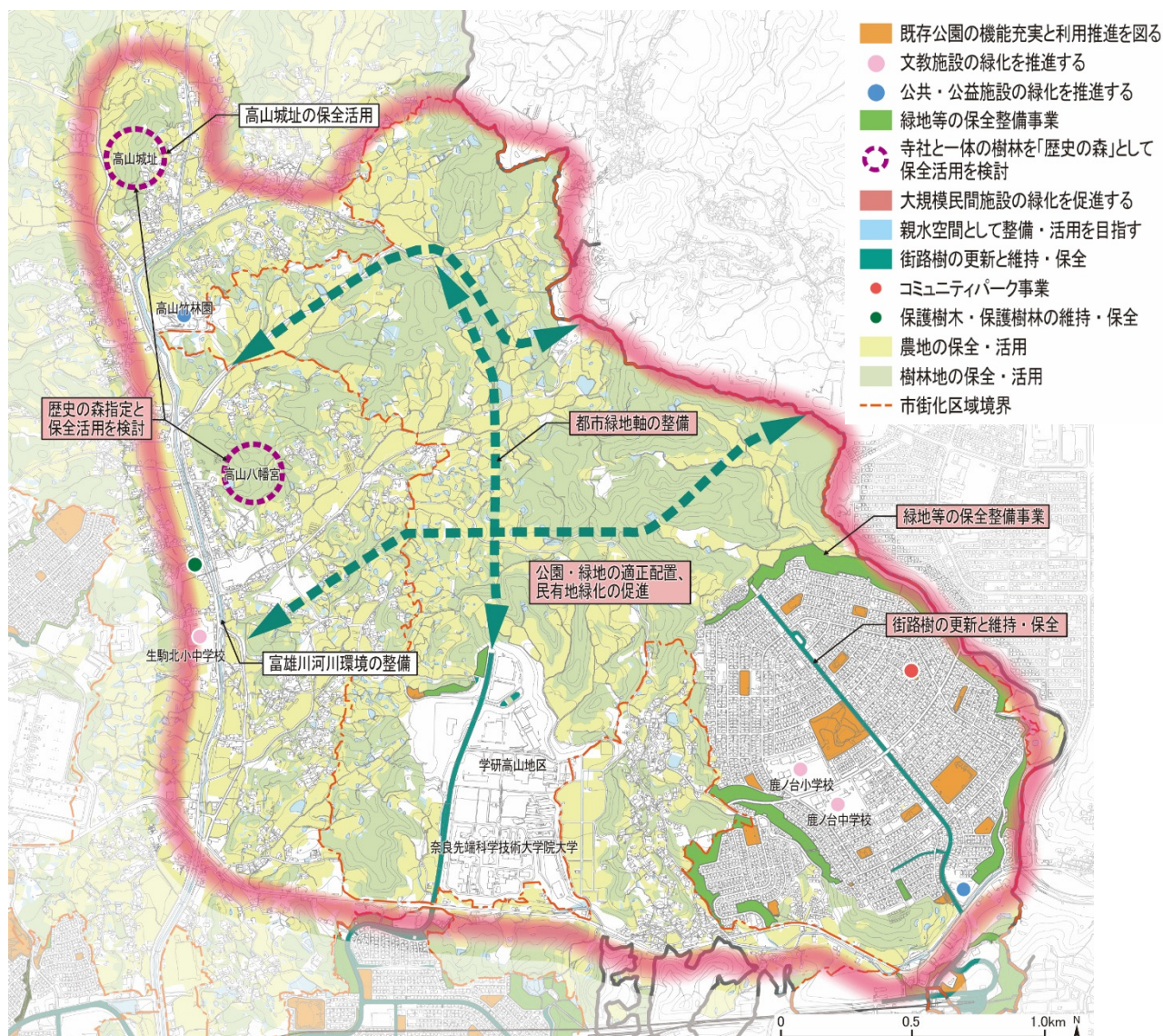


(2) 学研都市及び周辺エリア

北部地域の緑の骨格パターン（P17 参照）に示すように、ツリー型の緑の都市構造を構成している本エリアでは、緑の都市構造を構成する様々な緑を確保するための取組を進めてきました。富雄川や山田川、幹線道路の緑は「緑の幹」として保全を図るとともに、支流河川やそれと連なる樹林地は「緑の枝」として保全・活用を進めてきました。また、「緑の房」となる鹿ノ台や美鹿の台の住宅地では、宅地整備にあわせた新たな公園の整備や庭先の花や緑の充実を促進するとともに、学研高山地区における民有地緑化の推進、高山城址の保全・活用等に取り組んできました。さらに、鹿ノ台地区の緑地においては、「市民団体」による自主的な緑地の整備・保全・活用が実施されています。高山町においても、私有地で同様の活動が実施されています。

【今後の取組方針】

- ◆ 学研高山地区第2工区のまちづくりにおいて周辺環境と調和した「都市と自然環境の共生」に配慮しながら自然的土地利用と都市的土地利用の誘導を図る
- ◆ 都市緑地軸の整備や公園・緑地の適正配置
- ◆ 高山城址や高山八幡宮といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備や街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新



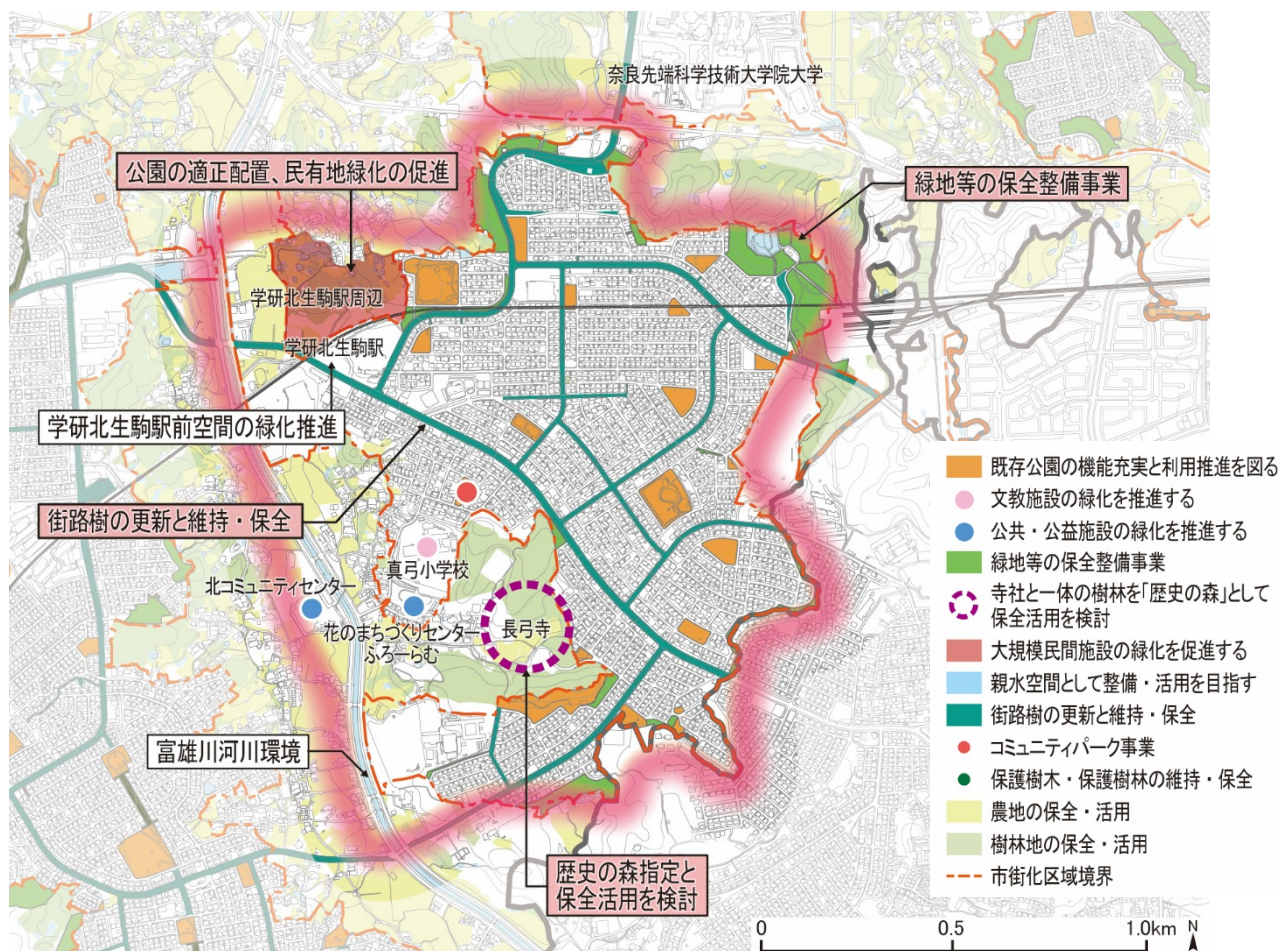
(3) ふろーらむ周辺エリア

本市の“花と緑と自然のまちづくり”の拠点である「花のまちづくりセンター」を核としたモデルエリアとしての役割が期待される地域として、市民との協働による様々な取組を実施してきました。

「花のまちづくりセンター」においては、地域の見本となる花や緑の植栽や各種講座や花壇づくりの指導等を通じた花と緑をいかすまちづくりを進めてきました。また、けいはんな線開通による学研北生駒駅前南側広場の整備のほか、県と連携した富雄川の河川環境整備や地域住民との協働による花壇づくり等の取組を進めてきました。さらに、公園・緑地の一部においては、「地域住民」と「里山保全団体」が協働による自主的な整備・保全・花壇づくりが実施されています。

【今後の取組方針】

- ◆ 学研北生駒駅周辺について、学研北生駒駅北地区における新たなまちづくりを進めるに当たり、公園の適正配置や民有地緑化の促進
- ◆ 長弓寺といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

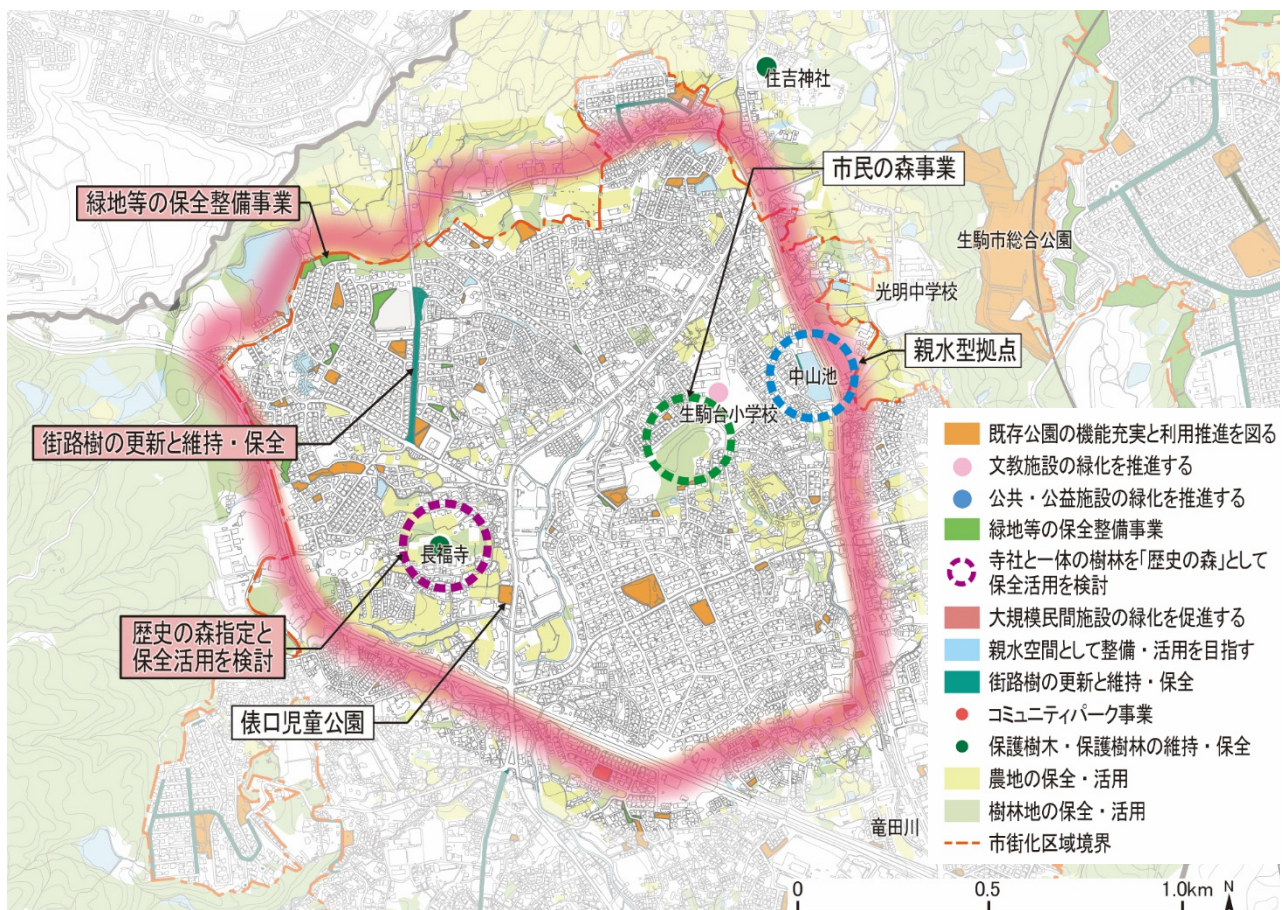


(4) 俵口・生駒台周辺エリア

竜田川の最上流地域に位置し、東西を生駒山系と矢田丘陵に、北側を緩やかな丘陵地に農地が残る市街化調整区域に囲まれる住宅地であり、整備年代の異なる住宅地それぞれにおいて緑化の促進や公園整備を進めてきました。近隣公園等のまとまった規模の公園が存在しませんが、市民の森の整備による樹林地の保全・活用、既存公園（俵口児童公園）の拡張等、緑の確保に取り組んできました。

【今後の取組方針】

- ◆ 長福寺といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備
- ◆ 市街化区域内に残る農地の保全・活用
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

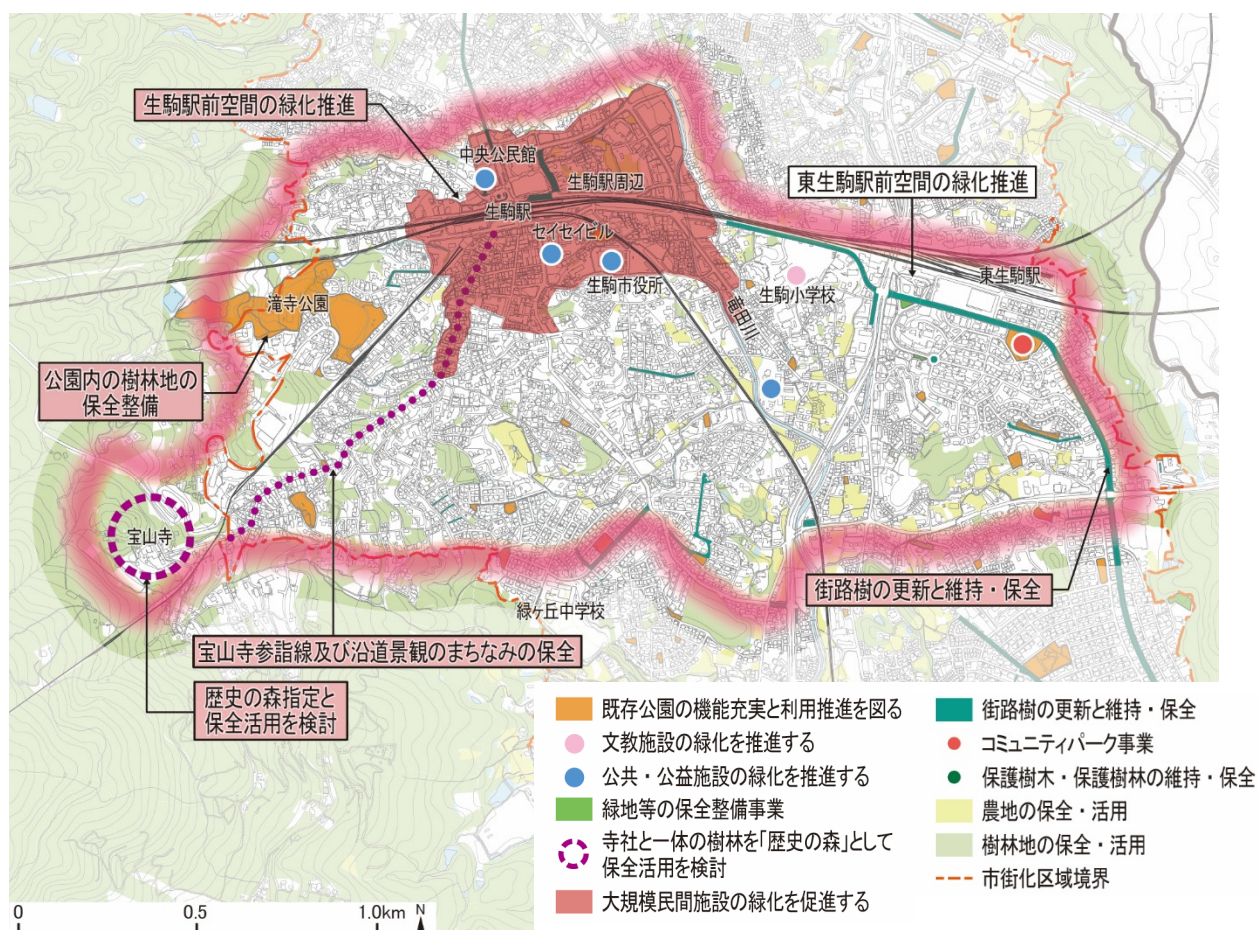


(5) 生駒都心エリア

生駒駅と東生駒駅を核として、生駒山麓から矢田丘陵のすそ野をつなぐように広がるエリアです。高密度な住宅地と商業・業務施設や公共施設が集積しているため、公園等のまとまった緑を確保することが難しいなか、駅周辺における緑の確保に取り組んできました。生駒駅前では、ベルテラスの歩行者専用道や屋上・壁面緑化等の推進の他、北新町広場や谷田いきいき公園の整備を実施しました。東生駒駅前においても、「地域住民」によるモニュメント花壇や中央分離帯の花壇の整備・維持管理を行なっています。

【今後の取組方針】

- ◆ 都心における限られた空間を活用しながら多様な主体と連携したまちなかの緑の充実
- ◆ 宝山寺参詣線及び沿道環境のまちなみ保全による景観形成の展開
- ◆ 生駒駅周辺における居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた取組を進めており、進捗に応じた緑化や利活用等の検討
- ◆ 宝山寺など寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 公園内の樹林地の保全整備
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

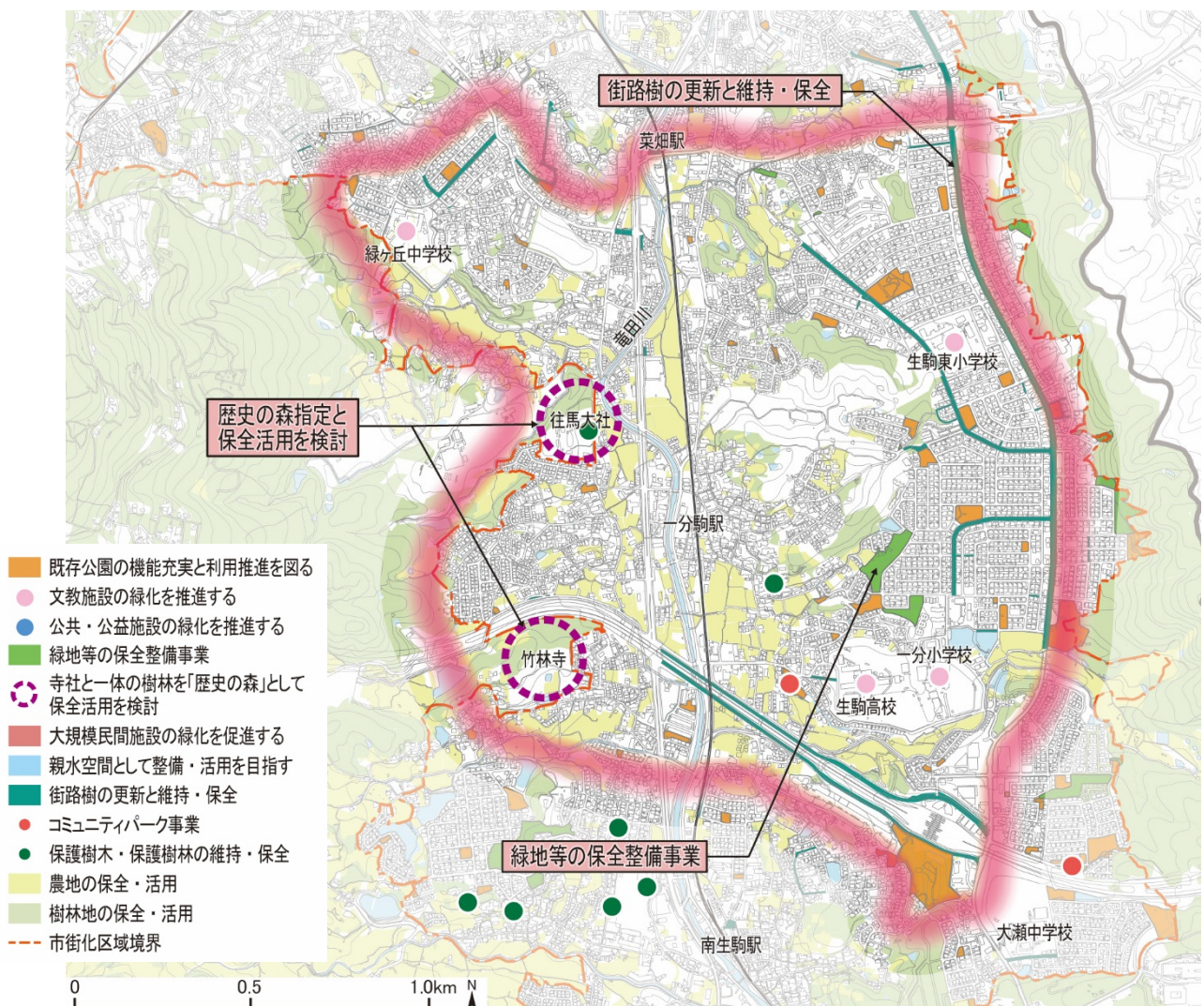


(6) 住馬大社・竜田川周辺エリア

生駒山系の緑が身近に存在し、往馬大社や竹林寺周辺で市街地と最も近づくエリアです。生駒山系と竜田川が接し、川沿いの農地、集落地とその背後の樹林地が帯状に連なって矢田丘陵まで続いています。これまで、緑の将来都市構造に示す「ラダー型」の緑の骨格づくりのモデルとして、この帯状に連なる多様な緑の保全・活用に取り組んできました。

【今後の取組方針】

- ◆ 往馬大社や竹林寺といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市街化区域内に残る農地や樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新



5. 計画の進捗確認と見直し

5.1. 計画の進捗確認・見直しのスケジュール

本計画に基づく取組の進捗状況について、第2章に示す基本目標および個別指標の達成状況を定期的に確認します。また、具体的取組に記載の各取組について、庁内関係各課への調査やヒアリング等を通じて個別指標の達成状況や取組状況、課題等について毎年確認の上、必要に応じて取組を更新します。

緑の量だけではなく質を、市民生活に根差して評価するため、市民実感度調査および地域幸福度指標の活用等により潜在的なニーズや個人の主観的な課題を定量的に把握します。

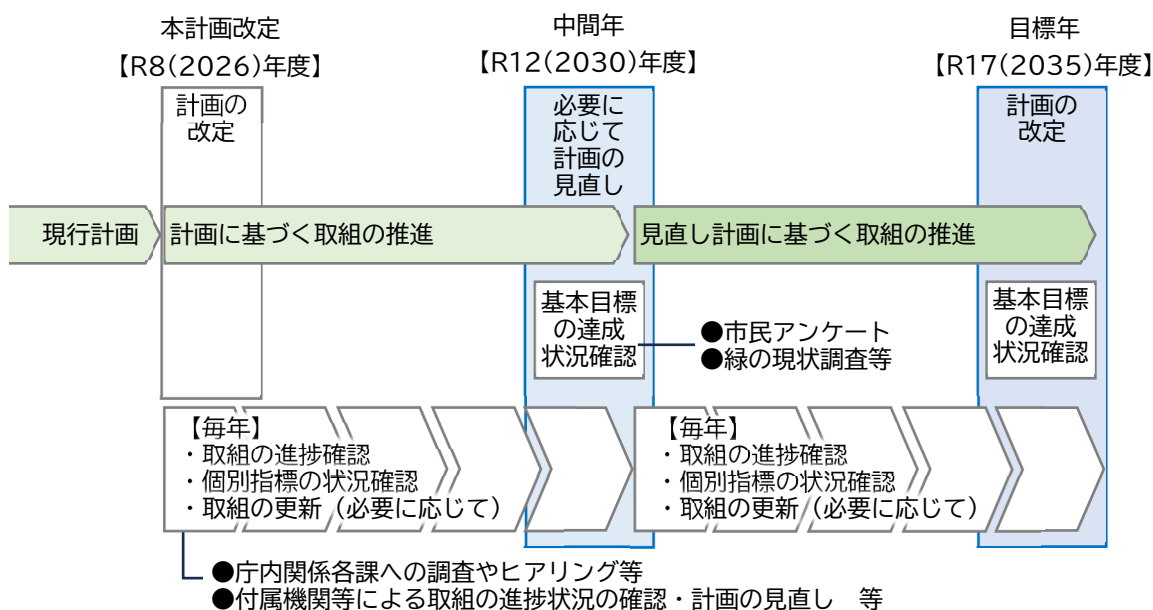
なお、中間年である概ね5年後の令和12（2030）年を目途に、社会情勢の変化や関係法令の改正、上位関連計画の改定等の動向も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

5.2. 計画の進捗確認の体制

本市では、花や緑に関わる市民等が活発に活動しており、“緑のまちづくり”に重要な役割を果たしています。それら市民等や有識者で情報共有する機会により、本計画に基づく取組の進捗状況や計画の見直しについて、定期的に意見又は助言を求め、計画の着実な推進に取り組みます。

また、本計画に掲げた施策の多くは、緑分野にとどまらず、地域コミュニティ、こども・子育て・教育、福祉等、本市の幅広い分野に関わることから、庁内の関係部署との連携を図り、計画を推進していきます。

■計画の進捗確認・見直しのスケジュール



資料編

生駒市緑の基本計画改定懇話会 名簿

本改定にあたっては、市民意見を十分に反映するとともに、専門的知見から計画の充実を図るため、市民および有識者による「生駒市緑の基本計画改定懇話会」を実施しました。懇話会は、主に有識者を中心とした意見交換を行う全体会と、2つのテーマに沿って実践者を中心とした意見交換を行う分科会（公園プレイスメイキング分科会、自然との共生分科会）を開催しました。懇話会の参加者は以下に示します。

■生駒市緑の基本計画改定懇話会 参加者名簿

氏名	所属および役職等	主な参加会議
久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 名誉教授	全体会
下村 泰彦	大阪公立大学 名誉教授	全体会
木村 篤信	日本リビングラボネットワーク 代表理事	全体会
田村 康一郎	一般社団法人ソトノバ 共同代表理事	全体会および 公園プレイスメイキング分科会
伊藤 智子	鹿ノ台未来まちづくり会議 副代表	公園プレイスメイキング分科会
福井 美樹	∞MARKET 主催	公園プレイスメイキング分科会
福田 佳明	東新町自治会 会長（自治連合会）	公園プレイスメイキング分科会
松本 光朗	元近畿大学 農学部 教授	全体会および 自然との共生分科会
磯貝 猛	グリーンボランティア「いこま宝の里」 会長	自然との共生分科会
辻野 勝久	萩の台里山保全の会 代表	自然との共生分科会
町矢 真美	一般社団法人 ひらく 代表	自然との共生分科会
森田 広幸	未来農業研究所 代表	自然との共生分科会
井上 良作	生駒市農業振興協議会 会長	自然との共生分科会

改定の経緯

本改定にあたっては、懇話会やパブリックコメント、庁内関係各課との連携を図るための庁内調査等を実施しました。その経緯を以下に示します。

■改定の経緯

実施日	項目	内容等
令和 6(2024)年 12 月 27 日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第 1 回全体会	・ 生駒市緑の基本計画について ・ 生駒市の緑の現状と成果・課題 ・ 改定方針・構成
令和 7(2025)年 3 月 17 日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第 2 回全体会	・ 市民アンケート調査について ・ 基本理念、将来像、基本方針（案）について
令和 7(2025)年 3 月 17 日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第 1 回分科会（自然との共生分科会、 公園プレイスメイキング分科会）	・ 緑のまちづくりについて ・ 緑の基本計画の検討状況（概要）について ・ 具体的取組（案）について
令和 7(2025)年 6～7 月	第 1 回庁内調査 （書面およびヒアリングの実施）	・ 平成 16 年策定計画に基づく取組の進捗状 況の確認 ・ 次期計画における新たな取組について
令和 7(2025)年 7 月 18 日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第 3 回全体会	・ 改定素案について ・ 具体的取組・重点施策について
令和 7(2025)年 8 月 8 日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第 2 回分科会（自然との共生分科会、 公園プレイスメイキング分科会）	・ 改定の視点および計画の基本方針について ・ 計画の推進方策について
令和 7(2025)年 10 月 8 日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第 4 回全体会	・ 改定素案について
令和 8(2026)年 1～2 月	第 2 回庁内調査 （書面およびヒアリングの実施）	・ 次期計画における新たな取組について ・ 改定素案の確認
令和 8(2026)年 2～3 月	第 3 回庁内調査 （書面およびヒアリングの実施）	・ 改定素案の最終確認
令和 8(2026)年 3 月 24 日 ～4 月 22 日	パブリックコメントの実施	・ 計画素案に対する市民意見の聴取
令和 8(2026)年 5 月 19 日 ～5 月 25 日	生駒市緑の基本計画改定懇話会に係 るメンバーへの確認	・ 生駒市緑の基本計画の策定案について
令和 8(2026)年 6 月	生駒市緑の基本計画の策定	

生駒市緑の基本計画改定懇話会開催要項

生駒市緑の基本計画改定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における緑地の保全及び緑化の推進に関して定める基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の改定を行うに当たり、外部有識者等の意見又は助言を求めるため、生駒市緑の基本計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 緑地の保全及び緑化の推進に係る基本的な方針に関すること。
- (2) 基本的な方針に基づいた具体的施策に関すること。
- (3) 施策の推進体制に関すること。
- (4) その他緑地の保全及び緑化の推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体の代表者等
- (3) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 市長は、学識経験のある者の中から懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、緑の基本計画の改定が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、みどり公園課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月24日から施行する。